

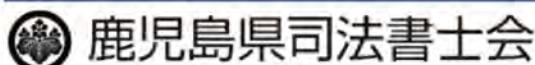


司法書士 かごしま

会報 No.105

「のぞいてみて下さい」

サイトマップ | 個人情報保護方針



背景色の色

白

黒

青

黄

A₁

文字サイズ変更

小

中

大

会員専用

トップページ

司法書士の業務

司法書士検索

相談会のご案内

法律教室

鹿児島県司法書士会について

サイト内検索

相続手続が変わります。

平成29年5月29日より

「法定相続情報証明制度」が始まりました。

詳しくはコチラ >

相談会のご案内

司法書士検索

法律教室

鹿児島県司法書士会調停センター

新着情報

全ての一覧を見る >

[2017/06/28] 相談会のご案内 【電話相談】7月の相談日をお知らせします。

[2017/06/26] 相談会のご案内 【南大隅相談センター】7月の相談日をお知らせします。

[2017/06/24] 相談会のご案内 【甑島(長浜)】7月22日(土)に相談会を開催します。

[2017/06/23] 相談会のご案内 【薩摩川内市】7月13日(木)・28日(金)に相談会を開催します。

[2017/06/22] 相談会のご案内 【鹿児島市役所・支所】7月の登記相談日をお知らせします。

司法書士の業務 こんな時、司法書士にご相談ください ☺

家・土地について

遺言・相続について

成年後見制度について

借金問題について

会社について

裁判について

その他業務について

日本司法書士会連合会
Japan Federation of Lawyer-Solicitor Lawyer's Association

日本司法書士会センター
JSLテラス

かねむらサポート
高齢者問題解決サービス

企業社員法 徳重税理士センター
リーガルサポート

鹿児島県司法書士会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル3階
(日本赤十字社と鹿児島地方法務局の間)

TEL : 099-256-0335 FAX : 099-250-0463

司法書士の業務

司法書士検索

相談会のご案内

鹿児島県司法書士会について

司法書士倫理

民事法律扶助制度

リンク集

司法書士に対する苦情について

KAGOSHIMA No. 105

祝　　辞	鹿児島地方法務局長	新　井　浩　司	1
式　　辞	鹿児島県司法書士会　会長	上前田　和　英	3
平成29年度定時総会議事録			6
平成29年度事業計画			15
新役員就任のご挨拶			24

支部からの報告

鹿児島支部		32
南薩支部		36
川内支部		37
出水支部		40
霧島支部		41
大隅支部		43
鹿屋支部		47
熊毛支部		50
大島支部		52

関連団体からの報告

鹿児島県司法書士政治連盟　会長	喜　山　修　三	57
一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会　理事長	安　田　雅　朗	61
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部　支部長	内　田　大　介	63
鹿児島県青年司法書士会　会長	岩　崎　憲　司	65

特別寄稿

永年勤続表彰を受章して	竹　下　静　雄	67
全青司会長の任期を終えて	梅　垣　晃　一	69
全青司事務局長の任期を終えて	内　田　雅　之	71
司法書士登録を返上して	和　田　　陽	73

新入会員紹介

福　留　武　摩	鹿児島支部	75
中　山　昇三郎	鹿児島支部	75
濱　川　真　美	鹿児島支部	76

里之園 健	鹿児島支部	76
横山 茂太	鹿児島支部	77
高木 幸一郎	鹿児島支部	77
田代 みゆき	川内支部	78
竹之内 太吾	鹿児島支部	79
井手上 刀秀	大隅支部	80
伊尻 裕一	霧島支部	80
中川 万里	鹿児島支部	81
玉置 彩華	鹿児島支部	81
川畑 俊達	霧島支部	82



祝　　辞

鹿児島地方法務局長 新井 浩司

本日ここに、鹿児島県司法書士会定時総会が盛大に開催されましたことを、心からお喜び申し上げます。

会員の皆様には、平素から、不動産登記、商業・法人登記、供託手続等の、法務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

司法書士制度は、国民の権利擁護に対する皆様の崇高な理念とたゆまぬ御努力によって、充実・発展を遂げられ、国民の高い評価と信頼を得ております。

貴会におかれましても、会長様を始め、役員の皆様の熱意と、会員の皆様の献身的な御尽力により、御発展を遂げられているところであります、その熱意と御尽力に対し、深く敬意を表するものであります。

先ほど、長年にわたり、司法書士の業務に精励された皆様に対し、日本司法書士会連合会会長、鹿児島県司法書士会会长から表彰がされ、また、福岡法務局長及び当職からも、法務行政の円滑な推進に寄与された方々に対しまして、表彰をさせていただきました。

受賞されました皆様方のこれまでの御功績に対し、改めて敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。今後とも健康に御留意され、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。

さて、本日は、せっかくの機会ですので、法務局が直面しております諸課題のうち、皆様に直接関係のある直近の事項について、御紹介とお願いをさせていただきます。

一つ目は、相続登記の促進と法定相続情報証明制度についてです。

相続登記の促進につきましては、本年2月1日に、貴会と鹿児島県土地家屋調査士会と連携協力して、「『未来につなぐ相続登記』推進プロジェクト」を立ち上げ、各種の周知・広報活動を行っているところです。貴会と鹿児島県土地家屋調査士会との共催により、「相続登記に関する相談所」も開設しております。本年度も、相続登記の更なる促進のため、引き続き同様の周知・広報活動、相談所の開設を実施してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、相続登記促進のための施策の一つとして、5月29日から、法定相続情報証明制度の運用が開始されます。この制度は、法定相続人は誰かということを登記官が証明するものであり、登記のみならず、広く社会一般の取引に活用されることを想定しております。あわせて、この制度の利用者に、窓口等で直接相続登記の申請を促すことにより、相続登記が促進されることをも期

待するものであります。

皆様におかれましても、この制度を積極的に活用していただき、あわせて、相続登記の促進にも御尽力いただきますようお願い申し上げます。

二つ目は、オンライン申請の利用促進についてです。

皆様の御協力により、当局のオンライン申請率は年々向上しておりますが、なお全国平均を下回っている状況にあります。オンライン申請の利用拡大により、登記事務の効率化を図ることは、厳しい定員事情にある法務局にとっては、最重要の課題であると考えております。

法務省及び当局といたしましても、オンライン申請の更なる利用促進に向けて、利用者メリットの拡大や利便性の向上等に引き続き取り組んでまいりますので、皆様におかれましても、オンライン申請の利用につきまして、なお一層の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

三つ目は、商業・法人登記に係る法令の改正についてです。

昨年10月1日に、商業登記規則等の一部が改正され、登記申請の添付書類として、主要な株主リストの提出を求めるここと、また、商業登記簿等の附属書類の閲覧請求に当たっては、利害関係を証する書面の提出を求ることとされました。

これから株主総会の時期を迎えるに当たり、今後、商業登記の申請をされる機会も増えると思いますので、申請等に当たりましては、これら改正の内容に御留意いただきますようお願い申し上げます。

また、本年4月1日には、社会福祉法の一部が改正され、全ての社会福祉法人の役員変更登記が必要となっておりますので、この点につきましても、御留意いただきますようお願い申し上げます。

以上、3点ほど申し上げさせていただきましたが、登記行政を取り巻く情勢は、時代の要請により多様化しております、種々の課題が山積しております。これらの諸課題への取組及びその解消は、司法書士の皆様の御支援と御協力なくして達成できるものではありません。

皆様におかれましては、今後とも、その専門性を遺憾なく発揮されて、適正な司法書士業務に御留意され、司法書士制度の更なる発展に努められるとともに、法務行政への引き継ぎの御支援・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、鹿児島県司法書士会の更なる御発展と会員の皆様の御隆盛・御健勝をお祈りいたしまして、祝辞いたします。



式　　辞

鹿児島県司法書士会会長　　上前田　和　英

本日ここに、鹿児島県司法書士会平成29年度の定時総会式典を執り行うにあたり、会長として、一言ご挨拶申し上げます。

先ず、公私ともご多忙にも関わらず、ご臨席を賜りました、元法務大臣・衆議院議員　保岡興治　様、鹿児島地方法務局長　新井浩司　様をはじめ、関係機関・関連団体の代表者・役員であるご来賓各位におかれましては、平素より当会並びに当会の会員に対しまして、温かいご指導ご鞭撻を賜っております事、心より感謝申し上げます。

本定時総会式典におきまして、「福岡法務局長・鹿児島地方法務局長」から表彰がなされます。また、「日本司法書士会連合会会長」及び「当職」からも表彰をさせて頂きます。

それぞれの表彰を受けられる会員は、司法書士として永きにわたり業務に精励され、地域や当会の事業参加を通し、貢献を続けてこられた方々です。

受章者各位の御努力と、御功績に対し深く敬意を表しますと共に、心からのお慶びを申し上げます。今後とも健康にご留意の上、ますますのご活躍を祈念申し上げます。

本日はせっかくの機会ですので、ご来賓の皆様方に、鹿児島県司法書士会の現状をご披露申し上げます。

当会の会員数は、本年4月1日現在において、個人会員326名・法人会員6事務所となっており、昨年の同時期より18名の増加となっております。

次に、当会の主な事業活動の一部をご紹介させていただきます。

まず、相談事業部における事業の一環として、鹿児島市において毎月第2・第3土曜日に面談による「無料相談会」、毎週月曜日と水曜日に電話による「無料相談会」を実施し、大隅地区では志布志市において毎月第1・第3火曜日に面談による「無料相談会」、錦江町では毎週月曜日に面談による「無料相談会」を実施し、甑島において、毎月第4土曜日に面談による「無料相談会」を実施するとともに、離島を中心に「巡回無料相談会」を実施しております。

また、各種相談会・研修会等への講師・相談員の派遣事業にも積極的に取り組んでいるところです。

続きまして、制度広報・社会貢献の一環として、「高校生のための消費者教育教室」を平成9年度より継続開催しており、昨年度は県内30校で延べ人数3,763名の高校生を対象に、消費者教育入門講座を実施しております。

また、5年目になりますが「小学生のための法律教室」を紙芝居等を利用した形式で開催し、昨年度は県内3校で延べ7クラスの児童を対象に実施しております。

このように、市民・行政・地域からの「司法書士の社会資源」としての役割に対する期待は非常に大きく、当会として、今後もこれらに十分に対応し得べく努力していく所存であります。

それでは、先程総会において承認されました、当会の平成29年度の事業計画の骨子をご説明申し上げ、皆様方のご理解を賜りたいと思います。

本年度は、次の5つの重点項目を掲げました。

第1は「司法書士執務の変遷と司法書士制度への対応」です。

不動産登記・商業法人登記分野においては、法改正情報や実務上の留意点等についてメール配信・当会ホームページの会員専用ページを活用しタイムリーな情報提供を行っていきます。

裁判業務分野においては、一般民事事件・家事事件について会員が積極的に事件を受託できるよう研修会の開催等を通じて執務水準の向上を目指していきます。

また、5月29日に施行される「法定相続情報証明制度」等、司法書士を取り巻く制度の改正等について、積極的な情報提供を行っていきます。

第2は「司法書士業務の執務規範の確立」です。

成年後見業務を含んだ財産管理業務分野においては、その業務の前提となる理論のほか、業務の範囲についての研修会を実施し、併せて執務規範の確立及びその徹底のため、司法書士倫理に関する研修会を実施し、繰り返し会員にその周知を図っていきます。

また、研修の未履修が著しい会員に対しては、指導を行っていきます。

第3は「制度広報の充実」です。

先程、制度広報事業の一環としてご紹介しました、「高校生のための消費者教育教室」においては、昨年度実施した教室が写真付きで南日本新聞に掲載され、またMBCラジオにおいても、当会会員が5日間に亘り出演し、「身近なくらしの中の法律家」である司法書士をアピールすることができ、この上ない制度広報であったと思われます。

今年度も「高校生のための消費者教育教室」「小学生のための法律教室」等を積極的に実施するとともに、全面リニューアルしたホームページを活用し、制度広報の充実を図っていきます。

第4は「司法過疎対策と社会貢献活動」です。

リーガルサービスの提供機会の地域間における偏重を解消するため、司法書士がその担い手と

して十分に役割を果たし得るよう、司法書士総合相談センターの運営や巡回相談会を含む各種相談会の開催を、積極的に行っていきます。

また、消費者問題・経済的困窮者の法的支援において、行政機関や関連団体と連携・協働し、国民の権利擁護に努め、空き家・所有者不明土地問題・相続登記推進プロジェクトへの参画、並びに「高校生のための消費者教育教室」「小学生のための法律教室」を開催していくとともに、講師派遣要請にも積極的に対応していきます。

第5は「ペーパーレス化の検討」です。

各種事業や研修に関する資料のペーパーレス化を推進するため、その方策や問題点について検討し、将来的には、完全ペーパーレス化を実施していく方向です。

以上が、平成29年度の重点項目の骨子になります。

私は、鹿児島県司法書士会の会員一同とともに、司法書士としての使命を自覚し、国民の権利擁護に寄与するため、不断の努力を続けて行く所存であります。

最後に、本日ご臨席のご来賓各位におかれましては、今後とも当会並びに当会会員に対するご指導ご鞭撻の程重ねてお願い申し上げ、また皆様のご健勝を祈念いたしまして、私の式辞とさせていただきます。

平成29年5月20日

鹿児島県司法書士会平成29年度定時総会議事録

日 時：平成29年5月20日（土）午前10時から午後3時15分まで

場 所：ホテル パレスイン鹿児島（鹿児島市樋之口町8番2号）

会員総数：332名

出席会員数：303名（内、委任状出席183名）

欠席・未着： 29名（欠席23名、未着6名）

喜山修三副会長より開会宣言があり、物故者默祷の後、上前田和英会長が開会の挨拶を行った。

議 事

上記のとおり出席があり、中村祐貴理事が司会者となった。司会者は、鹿児島県司法書士会総会会議規約（以下、総会会議規約とする。）第8条による議長の選出に関する職務として、議長の指名を司会者一任したい旨を述べ、議場はこれを承認した。執行部は霧島支部松園圭会員を議長に指名した。



議長は、挨拶の後、執行部に本日の出席状況を求め、上記のとおりの出席を確認し、本総会は適法に成立している旨を宣言した。引き続き、議長は、受任者は委任された会員の議決権も併せて行使し、採決時には起立の上、挙手をする旨、議長の議決権については鹿児島県司法書士会会則（以下、会則とする。）第44条第1項但書により、可否同数の時のみ議長が決する旨を説明した。また、議長は、議長たる松園圭会員個人に委任された5票については議決権を行使しない旨を述べ、議場はこれを承認した。

議長は、総会会議規約第10条第1項により、鹿児島支部直井圭介会員を副議長に指名した。会則第48条及び総会会議規約第18条により、議長は、鹿児島支部坂本秀一朗会員、鹿児島支部竹之下真哉会員を議事録署名人に指名した。

議長は、会期及び議事日程案を執行部に求め、加藤久佳総務部長理事は、会期については平成29年5月20日午前10時16分から午後4時までとし、議事日程は総会資料47頁のとおり、日程第4報告第1号から日程第19議案第15号までとし、報告第1号、議案第1号から議案第15号まで一括上程し、その後一括して質疑応答を行った後、討論があれば行い、その後、議案ごとに採決を行いたい旨を提案した。議場はこれを承認した。



議長は、質疑・討論については指定の通告書を使用し、議案ごとに質疑内容を記載し、受付箱に提出する旨、総会会議規約第43条における通告書提出の締め切りは原則として午後1時30分までとする旨、それ以降の質疑も時間の許す限り受け付けるが、締め切り時間までに通告書を提出した方を優先する旨、質疑・討論等の時間は原則3分とする旨、議案ごとに質疑を優先し、討論は採決前に行う旨、通告書には質疑事項の要点を簡潔明瞭に記載する旨を説明した。



引き続き、議長は、議事運営委員長である鹿児島支部日高千博会員に通告書の記載について説明を求めた。

議事運営委員長は、総会会議規約第60条に基づき設置された議事運営委員会の委員として、鹿児島支部児玉邦宏会員及び鹿児島支部田中和俊会員を紹介し、通告書には質疑事項の要点を簡潔明瞭に記載する旨、総会会議規約第45条により、質疑の回数は原則1議題につき1人1回と規定されている旨、曖昧な記載の質疑や一問一答方式となる質疑は控える旨を説明した。

【議案提案】

日程第4 報告第1号 平成28年度事業報告

日程第5 議案第1号 平成28年度一般会計収入支出決算承認の件

日程第6 議案第2号 平成28年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

まず、執行部から平成28年度会務執行について総括報告があり、その後、各部の事業報告が総会資料に基づき詳細になされた。

引き続き、平成28年度一般会計収入支出決算報告及び平成28年度調停センター特別会計収入支出決算報告が総会資料に基づき詳細になされた。

その後、議長は、監事に監査報告を求めた。

山田幹哉監事は、監査の結果、計算書類は公正妥当な会計処理がなされており、財務状況が適正に表示されていることを認める旨を報告し、監査報告書に基づき監査意見を述べた。

日程第7 議案第3号 役員等選任の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、現在の鹿児島県司法書士会の役員、綱紀調査委員、日本司法書士会連合会代議員の全員は、会則第29条、同第53条第4項の規定により本総会終結と同時に任期満了退任するので、会則第28条、同第53条第6項、鹿児島県司法書士会役員等選任規約（以下、役員等選任規約とする。）の各規定により、役員等選任規約第2条第1項の役員のうち同第5条に定める特例選考により選任する役員として会長1名、副会長2名、理事10名、監事2名、同第2条第2項に定める選考により選任する役員として予備監事2名、綱紀調査委員12名、日本司法書士会連合会代議員4名を選任する旨を提案した。



引き続き、議長は、木藤行雄選挙管理委員長に選挙管理事務の報告を求めた。

選挙管理委員長は、会長について選挙告示に応じて立候補したのは鹿児島支部の上前田和英会員のみで、役員等選任規約第25条により無投票当選した旨、副会長、理事、監事については立候補がなかったため、同第5条に定める特例選考により選任する旨を報告した。

議長は、役員等選任については選考委員会による選考を要し、役員等選任規約第29条により選考委員の選任が必要であるため、同第29条第2項により本総会の承認を得て議長が選考委員を指名する旨を説明し、選考委員11名を選任したい旨を述べ、議場はこれを承認した。議長は、選考委員に下記の者を指名し、総会の承認を求めたところ、満場一致をもって承認された。

鹿児島支部	内田大介	鹿児島支部	佐俣周平	鹿児島支部	新山隆志
南薩支部	内田幸作	川内支部	市来洋一	出水支部	上屋泰弘
霧島支部	小池信一	大隅支部	中屋久志	鹿屋支部	壱崎健一
熊毛支部	牧佐嘉英	大島支部	木村昭一郎		

選挙管理委員長は、午前11時18分から別室にて選考委員会を開催する旨を宣言した。



(休会 午前11時35分から再開)

- 日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件
日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会会費減免規約制定の件
日程第10 議案第6号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員会規約一部改正の件
日程第11 議案第7号 鹿児島県司法書士会注意勧告運用規約一部改正の件
日程第12 議案第8号 鹿児島県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規約一部改正の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、綱紀調査委員会の委員について、除斥の事由が存する場合又は被審査会員からの忌避の申立てがなされた場合の決議の規定及び自ら職務を回避する場合の規定について、日本司法書士会連合会（以下、日司連とする。）において司法書士会会則基準が一部改正されたため、本会においても会則を一部改正する旨、さらに、鹿児島県司法書士会会費減免規約（以下、会費減免規約とする。）を制定するに伴い会則を一部改正する旨を総会資料に基づき説明し、提案した。



引き続き、執行部は、会員の出産、育児に関しても会費の減免等の対象になることを明文化した会費減免規約を制定することについて総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、第三者の利益を害するおそれやその他正当な事由がない限り、被審査会員は綱紀調査委員会に対し、「調査内容通知書」に記載された資料の閲覧を請求できる旨の規定を設けるため、鹿児島県司法書士会綱紀調査委員会規約を一部改正する必要がある旨を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、理事会の構成員又は参与員について、除斥の事由が存する場合又は被審査会員からの忌避の申立てがなされた場合の決議の規定及び自ら職務を回避する場合の規定について、日司連において注意勧告運用規則基準が一部改正されたため、本会においても鹿児島県司法書士会注意勧告運用規約を一部改正する必要がある旨、さらに、日司連が注意勧告事案について公表しないこととしたため、本会においても同様の改正をする必要がある旨を総会資料に基づき説明し、提案した。



引き続き、執行部は、理事会の構成員又は參與員について、除斥の事由が存する場合又は被審査会員からの忌避の申立てがなされた場合の決議の規定及び自ら職務を回避する場合の規定について、日司連において懲戒処分の量定意見に関する運用規則基準が一部改正されたため、本会においても鹿児島県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規約を一部改正する必要がある旨、さらに、決議書への署名押印の規定を設ける旨を総会資料に基づき説明し、提案した。



日程第13 議案第9号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部との業務委託契約承認の件

日程第14 議案第10号 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとの業務委託契約承認の件



議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、鹿児島県司法書士会鹿児島支部との業務委託契約について、事務委託料の見直しを行い、再度契約を締結した旨を総会資料に基づき詳細に説明し、提案した。

引き続き、執行部は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、リーガルサポートとする。）との業務委託契約について、事務委託料の見直しを行い、再度契約を締結した旨を総会資料に基づき説明し、提案した。

日程第15 議案第11号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員（会員でない委員）選任の件

日程第16 議案第12号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員の予備委員選任の件

執行部は、会則第53条第5項、同第7項により、綱紀調査委員に会員のほか学識経験者を選任する必要がある旨を説明し、次の委員の選任を求めた。

弁護士 新納幸辰

引き続き、執行部は、会則第53条の2第1項、同第3項により学識経験者として次の予備委員の選任を求めた。

弁護士 西薗亮一

日程第17 議案第13号 平成29年度事業計画決定の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、平成29年度事業計画について、総会資料に基づき各事業部の具体的事業計画を詳細に説明し、提案した。



日程第18 議案第14号 平成29年度一般会計収入支出予算決定の件

日程第19 議案第15号 平成29年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、平成29年度一般会計収入支出予算及び平成29年度調停センター特別会計収入支出予算について、総会資料に基づき詳細に説明し、提案した。

(休会 午後1時00分から再開)

【質疑】

議長は、提出議案の質疑に入った。

※質疑の内容は省略

【採決】

議長は、全ての質疑が終了した旨を確認し、討論通告書の提出もないため、引き続き、議案ごとの採決に入る旨を宣言した。

議長は、執行部に対し、改めて出席状況の報告を求め、執行部より、司法書士会員332名中309名出席（内委任状出席184名）している旨の報告がなされた。

議長は、日程第8議案第4号は特別決議が必要な議案である為、会則第46条の定めにより出席司法書士会員議決権の3分の2以上である206名の賛成、他の議案については会則第44条第1項により出席司法書士会員議決権の過半数である155名の賛成により議案は承認可決する旨を説明し、採決に入った。

日程第5 議案第1号 平成28年度一般会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めるところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第6 議案第2号 平成28年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会会費減免規約制定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第10 議案第6号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員会規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第11 議案第7号 鹿児島県司法書士会注意勧告運用規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第12 議案第8号 鹿児島県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第13 議案第9号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部との業務委託契約承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第14 議案第10号 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとの業務委託契約承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第15 議案第11号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員（会員でない委員）選任の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、



全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第16 議案第12号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員の予備委員選任の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。



日程第17 議案第13号 平成29年度事業計画決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第18 議案第14号 平成29年度一般会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第19 議案第15号 平成29年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第7 議案第3号 役員等選任の件

議長は、選挙管理委員長に選挙委員会の選考結果の報告を求めた。

選挙管理委員長は、選考委員会の選考結果を次の通り議場に報告し、当選人挨拶の後、直ちに当選人に当選証書を交付した。

副会長：田畠正明 日高千博

理事：池田浩明 内田雅之 加藤久佳 中村祐貴 三角悦久 宮内達郎

森邦也 中村直康 福田英人 新丸和博

監事：藏園真一 宮脇伸舟

予備監事：岩尾昌朗 梅垣晃一

綱紀調査委員：喜山修三 児玉邦宏 二階堂稔 鎌田哲也 上畠貞子 上野牧門

児島亮介 松薗圭 益崎広樹 桂たえ子 國師博文 遠矢隆一

日司連代議員：田畠正明 日高千博 中村直康 田中和俊

以上をもって本総会の議事日程は全て終了し、田畠正明副会長は閉会を宣言した。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成する。

平成29年5月20日

鹿児島県司法書士会定時総会

議長 松 菌 圭 ㊞

議事録署名人 坂 本 秀一朗 ㊞

議事録署名人 竹之下 真哉 ㊞



平成29年度事業計画案

第1 総 論

昨年度は、4月14日、同月16日の両日において熊本県熊本地方を震央とする震度7クラスの大地震が発生し、大きな被害をもたらした。情報収集のため現地避難所等へ会員を派遣し、九州ブロック司法書士会協議会が主催する震災電話相談を担当した。今後も震災電話相談等を通じて市民救援活動を継続していく。また、引き続き大規模な自然災害に対し、迅速な対応をとれるよう備えを十分にしておく必要がある。

昨今、さまざまな分野において規制緩和やIoTや人工知能に代表される情報技術の導入が加速度的に進められている。その結果、個人が多種多様な情報を入手することが容易になるとともに、社会における既存の制度や構造の大きな変化が予想される。司法書士を取り巻く環境においても決して例外ではなく、執務意識や執務環境の変革が迫られることになる。そうした中にあって、多様化した社会における法的需要に対し、司法書士が高度な専門性を有し、執務規範（倫理）を確立し、柔軟かつ的確に応えていくことができなければ、司法書士法の改正は難しく、さらには司法書士制度そのものの存続が危ぶまれることになる。

これらのことを十分に自覚し、その期待されている役割を果たしていくために、以下の重点課題に取り組む。

1. 司法書士執務の変遷と司法書士制度への対応

不動産登記、商業法人登記分野においては、法改正情報や実務上の留意点等についてメール配信、当会ホームページの会員専用ページを活用し、タイムリーな情報提供を行うとともに、必要に応じて研修会を開催する。

裁判業務分野においては、積極的に事件を受託できるよう研修会の開催等を通じて執務水準の向上を目指す。また、鹿児島簡易裁判所との意見交換会についても実施する。

本年5月29日に施行される法定相続情報証明制度をはじめとする司法書士制度に関する法改正等について積極的な情報提供を行う。また、司法書士制度の充実発展には、会員の会への帰属意識は欠かせないため、本会事業・運営への積極的参加を促す。

なお、民法改正や司法書士法改正についての新たな動きにも対応していく。

2. 司法書士業務の執務規範の確立

近年、財産管理業務分野において横領等の不祥事が発生していることから、研修の未履修が著しい会員に対する指導を行っていく。また、執務規範の確立とその徹底のため、研修会の開催をしていく。

3. 制度広報の充実

ホームページ等を活用し、司法書士制度及び本会の活動に対する市民の理解を深めてもらうため、相談会等の事業や本会が行っている社会貢献活動の広報に努める。

また、行政機関・報道機関を通じた事業告知を積極的に行っていく。

4. 司法過疎対策と社会貢献活動

地域間におけるリーガルサービス提供の偏重を解消するため、司法書士がその担い手として十分に役割を果たし得るよう、司法書士総合相談センターの運営や巡回相談会の開催、南大隅地区司法書士法律相談センターの運営及び甑島における定例相談会を開催していく。

また、消費者問題、経済的困窮者の法的支援において、業務開始から10年を迎えた法テラスや関連団体、行政機関等と連携・協働し国民の権利擁護に努める。

具体的な社会貢献活動として、空き家・所有者不明土地問題等への対応、「未来へつなぐ相続登記」推進プロジェクトへの参画、各種相談会の開催及び協力、高校生のための消費者教育教室の開催、小学生のための法律教室の開催等を行っていく。

5. ペーパーレス化の検討

各事業におけるペーパーレス化を推進するため、その方策や問題点について検討する。

6. 司法書士制度等への対応

司法書士制度の現状と課題や司法書士法改正に関する動向について会員の関心を喚起するため、積極的に情報提供を行う。また、司法書士制度の充実発展には、会員の帰属意識は欠かせないため、本会事業・運営への積極的参加を促す。

第2 経常事業

1. 総務部所管事業

会則第60条

- (1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3) 会長印、その他の会印の管守に関する事項
- (4) 文書の接受、発送及び保守に関する事項
- (5) 会員の入会及び退会その他人事に関する事項
- (6) 福利厚生に関する事項
- (7) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項
- (8) 連合会の委託を受けて行う司法書士の登録等の事務に関する事項
- (9) 司法書士法人の届出の事務に関する事項
- (10) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
- (11) 業務賠償責任保険に関する事項及び会業務賠償責任保険
- (12) その他他の部の所掌に属さない事項

【主な事業】

(1) 綱紀問題・執務指導

本年度も現状の綱紀調査委員数を維持し、綱紀事案に対応していく。

(2) 非司法書士問題への対応

法務局からの調査委嘱に対しては、支部に協力して対応していく。

非司行為に関しては、非司排除委員会を活用し対応していく。

(3) 紛議調停制度の活用

当制度の利用が相当と思われる事案には、その当事者へ紛議調停制度を説明し、紛争解決としての利用を促す。

(4) 関係機関及び関連諸団体への対応

現状の各団体との協力体制を継続する。

鹿児島専門士業団体協議会主催の無料相談会は定例化し、地方自治体との災害時の対応に関する協定制定や士業以外の団体と協力する動きもあり、それらの状況を見据え、必要に応じて対応する。

一般社団法人公共嘱託登記司法書士協会、日本司法支援センター鹿児島地方事務所、株式会社司調センターへの人員派遣を継続し、周辺諸団体との関係強化に努める。

(5) 執務のIT環境への対応とペーパーレス化の検討

IT（情報技術）を利用した会内の情報伝達を促進する。

会員の執務に関するIT環境の変化に対応できるよう情報の収集と分析、伝達に努めるとともに、各事業におけるペーパーレス化を検討する。

(6) 会則等改正の検討

日本司法書士会連合会の規則等変更や本会の運営、会員の執務に必要な場合にその状況に応じ必要な会則等改正を検討していく。

(7) その他

鹿児島家庭裁判所より不在者財産管理人、相続財産管理人等の推薦依頼が今後も増加することが予想されるので、適切に対応できる方策を検討する。

業務賠償保険の任意部分の加入を推進する。

2. 経理部所管事業

会則第61条

- (1) 入会金及び会費の徴収に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) 業務関係図書及び物品の購入のあっせん及び頒布に関する事項

【主な事業】

(1) 予算及び決算に関する事項

- ① 各部より起案された個別の事業執行に関する回議書について、内容を確認し、支出額を検討・判断する。
- ② 公益法人会計基準に準拠した計算書類を毎月作成し、現況を把握する。また、理事会開催時に前月分決算書にて、予算の執行状況を報告する。
- ③ 各部の予算要求の内容及び金額について検討し、予算書を作成する。

(2) 資産の管理に関する事項

特定資産取扱規則及び平成29年度予算に基づき特定資産の積立を実施し、安定した財政・資産の維持に備える。

3. 企画部所管事業

会則第62条

- (1) 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項
- (2) 業務関係法現その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項
- (3) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項

【主な事業】

(1) 総合研究委員会における事業

本会内のシンクタンクとして、本年度は次の分野に関する部会を設置して、法律制度・法律実務・司法書士執務等について総合的に研究を行い、研修会その他の機会において会員に対する情報提供等を行っていく。

第1部会 不動産登記研究部会

第2部会 商業法人登記研究部会

- 第3部会 家事事件研究部会
- 第4部会 民法改正研究部会（休部）
- 第5部会 経済的困窮者支援研究部会（休部）
- 第6部会 財産管理業務研究部会（休部）
- 第7部会 相談技法研究部会（仮称）

(2) 鹿児島県司法書士会調停センター運営

ADR委員会を調停センターの運営をサポートする機関として機能させていく。会員、関係団体に対するリーフレットの配布や本会ホームページなどを利用した広報を通じて、調停申し込み受託を目指す。

また、調停実施者養成研修会の受講を推進し、調停実施者の養成を図る。

(3) 裁判業務受託推進

研修部と連携し、一般民事事件や家事事件を中心とした研修会を企画し、受託推進を図る。

また、鹿児島簡易裁判所との意見交換会を通じ、会員の裁判業務に資するよう情報提供等を行っていく。

(4) 小学生のための法律教室の開催

昨年度に引き続き、小学生のための法律教室を開催する。また、法教育推進委員会を中心として、講師養成方法の検討及び新しい教材の研究を行う。

4. 相談事業部所管事業

会則第64条の2

- (1) 相談事業に関する事項
- (2) 裁判外紛争解決手続の実施に関する事項
- (3) その他司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (4) 前3号に関する情報の管理等に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士総合相談センターの運営

- ① 鹿児島市（司調センター）における固定相談会
 - 毎月第3土曜日 午後1時～午後4時（面談）
 - 毎週月・水曜日 午後1時～午後4時（電話）

- ② 大隅地区司法書士法律相談センターの運営
志布志市役所と共に事業であり、受付・広報・場所は市役所側で対応。
イ) 志布志市役所 本庁本館
毎月第1火曜日 午後1時～午後3時
ロ) 志布志市役所 志布志支所
毎月第3火曜日 午後1時～午後3時

- ③ 巡回相談会
司法過疎地域での司法アクセス確保のために実施する。

- ④ 各種団体等への相談員や人員の派遣又は推薦
鹿児島専門士業団体協議会の相談会
多重債務・自死対策・生活困窮者支援等の相談会
法務局・鹿児島県・各市町村・行政評価事務所・社会福祉協議会・宅地建物取引業協会
等が実施する相談会

(2) 日司連事業・九州ブロック事業への参画

- ① 南大隅地区司法書士法律相談センターの運営
毎週月曜日 午後1時～午後4時（面談）
- ② 定例相談会（日司連における簡裁管轄司法書士ゼロ地域巡回相談会）
甑島において毎月1回定期的に行う。
第4土曜日 午前11時～午後3時
偶数月 薩摩川内市役所里支所
奇数月 長浜地区コミュニティセンター
- ③ 九州地区開業支援フォーラムへの参加

(3) 日本司法支援センター（法テラス）への参画・他機関との情報交換

- ① 法テラス鹿児島地方事務所の運営に参画する。（窓口対応専門職員の派遣）
隔週水曜日 午後3時～午後5時
- ② 消費生活センターとの情報交換会
消費者保護のために鹿児島県消費生活センター、鹿児島市消費生活センターと情報交換を行い、相互に連携し悪質商法等の被害防止に努める。

5. 広報部所管事業

会則第63条

- (1) 会報の編集及び発行に関する事項
- (2) 広報活動に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士制度の広報

① 会報の発行

司法書士制度、司法書士の業務及び本会の事業を広報することを目的として、企画・情報収集に努め、充実した会報を年2回発行する。

② ホームページの管理及び充実

ホームページを利用して、市民が司法書士にアクセスしやすくなるよう、各種相談会・法律教室等イベントに関する最新情報を提供する。また、会員専用ページにおいては、通達等のデータベース及びソフト・書式等コンテンツの充実に努め、業務相談室の活用を図る。

③ 制度広報の充実

「法の日」無料法律・登記・税務相談については、従来どおり鹿児島県土地家屋調査士会及び南九州税理士会鹿児島県連合会との共催により、各支部の協力を得て実施する。

成年後見相談会を公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部との共催により実施する。

また、報道機関向けに、司法書士制度への理解をより深めてもらうため、日頃の司法書士の執務内容や公益的活動をテーマにしたニュースリリースや本会事業への取材依頼を行っていく。

空き家等対策や所有者不明土地問題等において、司法書士が担う業務についての情報提供を行う。

そのほか、各種団体からの講師派遣依頼にも積極的に対応し、司法書士制度の広報につなげる。

(2) 法教育活動の実施

① 高校生のための消費者教育教室

鹿児島県高校教育課及び学事法制課の協力を得て、正しい法律知識の普及及び司法書士の存在と役割の広報を目的として「高校生のための消費者教育教室」を開催する。また、派遣講師の選定においては各支部の協力を得ているが、選定が困難な場合に積極的に支援していく。

② 市民のための法律教室

公民館や社会福祉協議会等で実施される各種講座へ講師派遣をして、法教育活動を行う。

6. 研修部所管事業

会則第64条

- (1) 講演会及び講習会等の開催に関する事項
- (2) 研修に関する事項

【主な事業】

(1) 研修会の企画・運営

① 全体研修会

司法書士制度、司法書士の職責、倫理及び社会貢献に関する研修会

② 業務研修会

業務上・実務上の知識・技術の習得を主たる目的とする研修会

③ 年次制研修会

日司連の「研修実施要領」に基づき単位会で実施する特定の会員向け研修会

④ ブロック別研修会

企画部総合研究委員会と連携し実施する研修会

委員会内の各部会が研究したテーマを題材とし、委員・参与等が各ブロックに出向き講師を務める。

⑤ 入会5年以内会員向け研修会

新規入会者を対象に、実務上戸惑いがちな業務上の知識にポイントを絞り行う研修会

⑥ 新人研修会

新規登録（予定）者に、司法書士会の制度や司法書士制度に寄与することを目的とする研修会

⑦ 配属研修

日司連等が主催する新人研修会終了後に、新規登録予定者を対象に実務を習得させることを目的とする研修（受講者は新規登録予定者の内、希望者のみ）

(2) 研修事業に関する企画・運営

① 充実した研修会の企画

会員のニーズに応えられるよう、時宜に適ったテーマ・講師による研修会を企画する。
会場情報を集約し、より良い研修会会場の確保に努める。

② 研修参加の促進

「執行部だより」やホームページを利用し、開催される研修会の案内を行う。
日司連、九州ブロック協議会及び他の単位会等が主催する研修会の情報を提供することで会員の研修会参加の機会を拡充する。
「日司連e ラーニングシステム」及び研修用DVDに関する情報の提供を行う。
履修単位の管理を行い、単位不足会員に対する通知等で研修参加促進を図る。

研修会名	平成29年度予定	平成28年度実績
全体研修会	2回	2回
業務研修会	3回	3回
年次制研修会	2回（大島支部開催なし）	3回（大島支部開催あり）
ブロック別研修会	6ブロック	6ブロック
入会5年以内会員向け研修会	1回	1回
補助者研修会（※）	0回	1回
新人研修会	1回	1回
配属研修	未定	8名

※ 補助者研修会は、平成27年度より隔年で実施している。

平成29年度研修会予定

研修会名	開催予定日
第1回全体研修会	平成29年 7月15日（土）
第1回業務研修会	平成29年 9月 9日（土）
第2回全体研修会	平成29年10月 予定
入会5年以内会員向け研修会	平成30年 1月 予定
第2回業務研修会	平成30年 2月 予定
第3回業務研修会	平成30年 3月 予定
年次制研修会（年2回）	日程未定

※ 具体的なテーマ、講師については未定である。

役員就任のご挨拶



事業担当副会長 田畠正明

平成29年度の定時総会において副会長に選任され、就任いたしましたので、ご挨拶申し上げます。

副会長としては3期目になりますが、業務分掌としては引き続き「事業」を担当し、企画・相談事業・広報・研修の各部の事業統括と調整を行なうことになります。

司法書士を取り巻く環境が目まぐるしく変化し、司法書士制度にとって非常に重要なこのような時期に、副会長という役職を担わせていただくことに大きな責任を感じており、身の引き締まる思いです。

理事時代を含め10年の役員経験を活かし、常に会員の皆様方にとって必要な事業であるかということを意識しながら、会務に携わって参ります。

微力ではありますが、上前田会長を全力で補佐し、各事業部の担当理事と連絡を密に取って最大限の力を発揮してもらえるよう精一杯努めて参りますので、皆様の暖かいご支援とご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

役員就任のご挨拶



総務担当副会長 日高千博

このたび、定時総会において選任され副会長に就任いたしましたので、就任の御挨拶を申し上げます。

矢継ぎ早に行われる法改正や法定相続情報証明制度の運用の開始など、司法書士を取り巻く環境は著しい早さで変化しています。それに伴い地方公共団体をはじめ、関係諸団体からの司法書士に対する要請も拡大しています。

完全オンライン化の要請、規約等の整備及び法務局の移転に関連した事務局の移転問題等、総務部の課題は山積しています。

常務である情報提供をスムーズに行う等により、会員の皆様が執務に専念できる環境整備をさらに図っていきたいと考えております。

つきましては、誠に微力ではありますが会務に一意専心努力致す所存でございますので、格別
の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

役員就任のご挨拶



総務部長理事 加藤久佳

この度、鹿児島県司法書士会の理事続投を拝命いたしました。

経済的な状況の影響もございます中、執務に関しても司法書士を取り巻く環境が大きく変わることが予想される今年度から次年度にかけ、会務に携わることの重要性と責任を感じつつ、本文をしたためております。

今以上の出来る限りの力をもって、職務に当たりたいと思っております。当方を取り巻く環境も年齢を重ねるとともに変動しております。当初理事に就任した当時の目標である配分良く生き、肉体、精神を適度に緊張させ、過度に緊張させないという状況からは遠い位置にいるように感じる現在ですが、誠意をもって会員の皆様のお役に立てるよう会務に当たる所存でございます。

今後とも、御指導ならびに御鞭撻賜りますよう御願いいたします。

役員就任のご挨拶



経理部長理事 宮内達郎

経理担当理事として、3期目となります鹿児島支部の宮内です。

1期目は、財務諸表その他の決算・予算関係書類について内容を把握し、当会が会則第70条の規定により、公益会計基準に基づく計算書類を作成しなければならないとされていることから、公益会計基準に照らし修正すべき点については、修正を行いました。

2期目は、全員出席総会への移行について協議する、会則等改正検討委員会の一員となり、会則・支部交付金規約・旅費規則その他規程の変更や会費減免規約の制定に携わりました。

本期は、当会にとって大きな課題である、法務局移転に伴う事務局移転について、状況をよく

把握したいと思います。

又、当会の収支の状況についてですが、3期前・2期前の年度において、会員数の減少に伴う会費の減少が大きな要因で、2期連続して単年度収支が赤字となり、2期前においては、正味財産も前年度から減少することとなりました。しかし、前期は一転、会員数の大幅な増加により黒字化いたしましたが、収支の状況については、今後とも注視していきたいと思います。

2年間宜しくお願い致します。



役員就任のご挨拶

企画部長理事 中村直康

先の定時総会において、理事に選任され、その後の理事会にて部長理事を拝命することになりました。

企画部の担当事業として「総合研究委員会における事業」「小学生の法律教室」「鹿児島県司法書士会調停センターの運営」「裁判業務受託推進」をあげておりますが、これらを柱としつつ、昨今の規制緩和や情報技術の飛躍的な発展に伴う、執務環境の変化に対応できるよう事業執行に努めて参る所存です。

具体的には、総合研究委員会に「相談技法研究部会」を設置し、AIにはない、人間力を養うためのトレーニング等を研究する予定です。裁判業務受託推進に関して、昨年度に引き続き、一般民事事件分野の裁判業務の受託推進に向けて方策の検討を続けて参ります。

また、昨年度より活発な動きとなっております空き家・所有者不明土地問題についても関係機関と連携し、積極的に対応して参ります。

以上、事業の一部を簡単にご紹介させていただきましたが、どの事業も司法書士制度発展のための重要な事業と認識しており精一杯努めて参りたいと考えております。

企画部事業に関して、より一層のご鞭撻ご協力の程を賜りますようお願い申し上げます。



役員就任のご挨拶

企画部担当理事 森 邦也

平成29年度の定時総会において理事に選任され、企画部担当理事を拝命致しました鹿児島支部の森邦也と申します。理事としては2期目となります。これから2年間、中村直康部長のもと全力で会務に臨みますのでよろしくお願ひいたします。

企画部所轄事業は、司法書士制度に関する分野についての研究・調査機関（シンクタンク）としての総合研究委員会、「小学校の法律教室」の企画・開催を通じて法教育の推進を行なうと同時に制度広報の役割も果たしている法教育推進委員会、調停センターの運営をサポートし、裁判外紛争解決手続の普及を促進するADR委員会があり、多くの会員の方々に各委員会の委員や参与としてご参加、ご活躍いただいております。我々理事も委員、参与の皆様とともに頑張っていきたいと思います。

また企画部は簡易裁判所との意見交換会や空き家・所有者不明土地問題への対応なども行っており、外部団体との意見交換などで得た情報を会員の皆様へ還元する役割を果たしています。

会員の皆様におかれましては、企画部の活動にご理解いただき、ぜひともご協力いただけたら幸いに存じます。



役員就任のご挨拶

相談事業部長理事 三角 悅久

平成29年度定時総会において理事に選任されました三角悦久と申します。昨年度に引き続き相談事業部を担当させていただくことになりました。

平成27年の定時総会で理事を拝命してから早いものでもう2年が過ぎました。初めて理事を務めさせていただき、わからないことだらけではありました。多くのことを学ばせていただいた2年間であったと感じます。

2年間を振り返ると、口永良部の噴火や熊本地震など大きな災害が発生しました。また、空き家問題など新たな問題がクローズアップされています。相談事業部としては、災害や新たな問題に対して迅速な相談体制を構築し、市民の皆様方の権利擁護に努めて参りたいと存じます。

今年度からは、相談事業部部長として理事を務めさせていただきます。至らぬ点も多いかと存じますが、会員の皆様方のご協力の程を賜りますようお願い申し上げます。



役員就任のご挨拶

相談事業部担当理事 新丸和博

平成29年度の定時総会において理事に選任いただきました、大隅支部の新丸和博と申します。相談事業部を担当させていただきます。

私は、司法書士登録が平成23年であり司法書士としての経験もまだまだ浅く、理事という大役を務めさせていただくことには時期尚早の感もあります。しかしながら、選任いただきました以上は全力で会務に臨んでまいりますので、よろしくお願ひいたします。

さて、相談事業部の中心的な事業は、各種相談会の企画・運営であり、具体的には、総合相談センター、大隅地区相談センター及び南大隅地区相談センターの運営や、司法過疎地域での巡回相談会、甑島での定例相談会の開催をしております。私も、これまで大隅地区相談センター及び南大隅地区相談センターの一相談員として携わってまいりましたが、これらは、司法アクセスの拡充を担う重要な事業であると認識しております。消費者問題や相続問題、空き家・所有者不明土地問題への対応など、市民の法的需要は引き続き多く存在するものと思いますが、市民の皆様が司法サービスを受けられる機会のより一層の充実を図るべく、担当理事として精一杯努めてまいる所存です。

最後になりましたが、相談事業部の事業執行には、とりわけ会員の皆様のご協力が必要不可欠であります。つきましては、今後とも皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。



役員就任のご挨拶

広報部長理事 池田 浩明

平成29年度定時総会にて、理事に選任いただき広報担当となりましたので、ご挨拶申し上げます。広報担当は2期目ですが、一朝一夕には効果の見えない広報の難しさを感じながらも、一生懸命取り組んでまいりたいと考えておりますので、宜しくお願ひいたします。

広報部の事業は、今見ていただいている会報の企画・制作をはじめ法の日の無料法律・登記・税務相談、高校生のための消費者教育教室やその他講師派遣など制度広報として様々な事業を行っています。特に相談会の会場手配、相談員・講師役など、広報担当だけでは実施できない事業も多く、会員皆様のご協力は不可欠です。

また、身近な発信ツールであるホームページの運営については、相談会案内の更新、法定相続情報証明制度のようなタイムリーな新制度の案内など対外的な情報発信のほか対内的にも会員専用サイト内のデータベース、書式集、業務相談室などを随時更新しています。会員にとっても有益な情報を提供していますので、是非、ご利用ください。

ご紹介したように広報事業は、他の事業と比べると会員の皆様のご協力をいただかなければ遂行できない事業が多くあります。日々の業務も司法書士という制度広報に繋がるわけですが、是非、広報部の各種事業に対しても会員皆様のご理解ご協力を今後とも宜しくお願ひいたします。



役員就任のご挨拶

広報部担当理事 福田 英人

平成29年度の定時総会において理事に選任され、広報部担当理事を拝命致しました霧島支部の福田英人と申します。年齢は今年で41歳、司法書士としては今年の4月で8周年を迎えたばかりの若輩者ですが、これから2年間、池田浩明部長のもと全力で会務に臨みますのでよろしくお願ひいたします。

全国的に登記事件が減少し、また遠くない将来人工知能に取って代わられるとの見通しもある中、我々司法書士にとっては、もっとその権能を社会に対しPRすることが不可欠であると考えます。

ホームページや各種パンフレット、新聞・自治体広報誌への露出など、既存の媒体をより一層活用しつつ、司法書士制度をPRすべく、若輩者なりのアイデアを出していきたいと思っています。また、「法の日」無料法律・登記・税務相談や高校生のための消費者教育教室については、諸先輩方が連綿と続けてこられた事業ですので、対外広報につなげるべくより良い事業にしてまいります。

広報担当として、会の事業に精通し、それを対外・対内に発信するため精進致します。会員の皆様におかれましても、なにとぞご協力ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

役員就任のご挨拶



研修部長理事 中村祐貴

この度、研修部理事として、2期目を担当させていただくこととなりました。

前回は、初めて理事に就任し分からぬことばかりで、どれほどのお役に立てたのか自信がありませんが、今回は2期目ですし、また部長理事の任を頂戴しましたので、いただいた役割に相応しい仕事ができるよう、精一杯努力してみようと思います。

さて、研修部は、研修会及び研修事業を企画・運営することが主な仕事で、全ての会員に12単位以上を取得していただくことを目標としています。

そのために、魅力ある研修テーマや講師の選定に努めるのはもちろんですが、今期2年間は、会員の皆様に、研修にもっと興味を持っていただけるよう、そして進んで研修を受講していただけるようにするために、研修会情報の提供方法の変更、研修資料の事前提供、eラーニングシステムの活用の推奨、研修体系そのものの再構成など、研修委員会のメンバーとともに、制度・運用面からの改善策も検討し、より良い研修制度の構築を目指していきたいと考えています。

微力ながらも、研修を通じて会員の皆様のお役に立てるよう精一杯務めて参りますので、研修部事業へのご協力を何卒よろしくお願ひ申し上げます。

役員就任のご挨拶



研修部担当理事 内田雅之

平成29年度の定時総会において理事に選任いただきました内田雅之と申します。これまで相談事業部や消費者問題対策委員会の活動に携わってまいりましたが、今年度から2年間、研修部を担当させていただきます。分からぬことだらけで不安もありますが、滞りのない事業執行ができるよう全力で取り組んでまいりたいと存じます。

研修部ではこれまで、会員の皆様に年間12単位以上の単位を取得していただくため、研修テーマや講師選定に工夫を凝らしてこられました。今年度も引き続き取得率90パーセントを目標に、より一層魅力ある研修が実施できるよう、会員の皆様のご意見を伺いながら、中村祐貴研修部長、研修委員会委員の皆様とともに取り組んでまいります。また、他会の研修などを参考にさせていただきながら、研修体系の見直しなども行なっていくたいと考えております。会員の皆様におかれましては、研修会の受講やeラーニングの活用など研修単位の取得率向上にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

～支部からの報告～

－鹿児島支部総会報告－

鹿児島支部長 田 中 和 俊

平成28年度も鹿児島支部では、実務に役立つ支部研修会や、先輩司法書士と語る会、新合格者と語る会等を通じて、会員の執務に関するサポートの更なる充実を図ってきました。また、鹿児島市役所市民相談センター及び市民課との意見交換会も、引き続き開催しました。登記相談における意見交換や住民票の様式変更についてのご報告、その他司法書士業務に関する質問をお受けし、市民サービスの向上に役立つ情報の共有化と司法書士制度への理解を広めることができました。資産税課とも固定資産評価証明に関する協議会を開催し、法務局の固定資産評価証明書の交付廃止にも対応しました。また税理士会、土地家屋調査士会、社会保険労務士会の各鹿児島支部とも協議会やボウリング大会を開催し、業務における情報交換や懇親を深めることができました。また支部事業として長く継続して行っている健康診断について、鹿児島県民総合保健センター開設30周年式典の際に、同センターより感謝状をいただきました。



今年度も鹿児島支部は研修会の更なる充実を図り、テーマ、講師選定をこれまで以上に内容の充実に努めて参ります。また、特に重要な事業として取り組んでいる新合格者と語る会及び先輩司法書士と語る会についても改善を行い、新しく司法書士となる会員への支援を行っていきます。また、鹿児島県司法書士会本会、司法書士会の他の支部、リーガルサポート、政治連盟、公嘱協会、青年会とも協力しながら様々な問題に対応していきたいと考えております。最後に、皆様へ鹿児島支部のこの一年間の活動へのご協力を願いいたしまして、支部長としてのご挨拶とさせていただきます。一年間よろしくお願い致します。

平成29年度鹿児島支部定時総会議事録

日 時 平成29年5月13日（土）14時00分

場 所 ホテルパレスイン鹿児島

総会構成員総数 152名

出席構成員数 141名（但し、委任状出席78名を含む）

1 議長選出

司会者一任により、中村祐貴会員に指名があった。

2 議事

出席状況の確認

支部会員152名中出席者141名、うち委任状出席者78名であり、本会が有効に成立しているとの宣言があった。

議事録署名人の選任

議事録署名人の選任は議長に一任され、議事録署名人として有村洋孝会員、田中喜久会員が指名された。議事録作成者は鎌田寛子会員、竹中啓人会員である旨報告があった。

会期及び議事日程が次のとおり決定された。

日程第1 報告第1号 平成28年度事業報告の件

日程第2 議案第1号 平成28年度一般会計収支決算承認の件

議案第2号 平成28年度役員顕彰積立特別会計収支決算承認の件

日程第3 議案第3号 平成29年度事業計画決定の件

議案第4号 平成29年度一般会計収支予算決定の件

議案第5号 平成29年度役員顕彰積立特別会計収支予算決定の件

日程第4 議案第6号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部役員等選任の件

会期 14時00分から16時30分まで

(日程第1)

1 報告第1号 平成28年度事業報告の件

執行部より、別紙資料に基づき平成28年度事業報告がなされた。

議長は、報告第1号につき質疑を諮った。(詳細は省略)

(日程第2)

1 議案第1号 平成28年度一般会計収支決算承認の件

執行部より、別紙資料に基づき平成28年度一般会計収支決算報告がなされた。

2 議案第2号 平成28年度役員顕彰積立特別会計収支決算承認の件

執行部より、別紙資料に基づき平成28年度役員顕彰積立特別会計収支決算報告がなされた。

3 監査報告

監事より、監査の結果、上記決算書の通り相違ないことを確認した旨の報告がなされた。

議長は、議案第1号及び議案第2号につき一括して質疑を諮った。(詳細は省略)

議長は、以上で質疑を打ち切り、議案第1号及び議案第2号につき採択を諮ったところ、賛成多数をもって承認可決された。



(日程第3)

1 議案第3号 平成29年度事業計画決定の件

執行部より、別紙資料に基づき平成29年度事業計画につき説明がなされた。

2 議案第4号 平成29年度一般会計収支予算決定の件

執行部より、別紙資料に基づき平成29年度一般会計収支予算につき説明がなされた。

3 議案第5号 平成29年度役員顕彰積立特別会計収支予算決定の件

執行部より、別紙資料に基づき平成29年度役員顕彰積立特別会計収支予算につき説明がなされた。

議長は、議案第3号、議案第4号及び議案第5号につき一括して質疑を諮った。

(詳細は省略)

議長は、以上で質疑を打ち切り、議案第3号、議案第4号及び議案第5号につき採択を諮ったところ、賛成多数をもって承認可決された。

(日程第4)

1 議案第6号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部役員等選任の件

執行部より議案提案があった。

池田浩明選挙管理委員長から、鹿児島支部規則第9条第1項に定める鹿児島県司法書士会鹿児島支部役員選任につき、選挙候補者届出期間内の立候補者届出人数は、各役職の定数を超えず、かつ、定数を満たしているため鹿児島支部役員選任細則第19条第2項によりこれらの立候補者を当選人と定める旨の報告がなされた。

池田浩明選挙管理委員長は以下の通り当選人を発表した。

支 部 長	田 中 和 俊	会 員
副支部長	直 井 圭 介	会 員
理 事	本 健 二	会 員
理 事	水 俣 修	一 会 員
理 事	佐 俣 周 平	会 員
理 事	竹之下 真 哉	会 員
理 事	坂 本 秀一朗	会 員
監 事	二階堂 稔	会 員
監 事	山 下 紳 市	会 員

続いて議長が、予備監事の立候補を求めたところ、以下の会員より立候補があり、承認された。

予備監事第1順位 橋 口 文 尚 会 員

予備監事第2順位 是 枝 真 紀 会 員

以上をもって、平成29年度鹿児島県司法書士会鹿児島支部定時総会が終了した。

上記の議案の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名者は次に記名押印する。

平成29年5月13日

鹿児島県司法書士会鹿児島支部定時総会

議長	中村祐貴
議事録署名人	有村洋孝
議事録署名人	田中喜久



－南薩支部総会報告－

南薩支部長 内田 幸作

南薩支部は、指宿市、枕崎市、南九州市及び南さつま市に事務所を置く会員により構成されております。支部総会開催地は、四つの地域を巡回する慣例となっており、今年度は南九州市において、8割を越える会員の出席をいただき、支部総会を開催しました。

1. 開催日時 平成29年4月28日（金）午後4時30分から
2. 開催場所 いせえび荘（南九州市穎娃町別府5202番地）
3. 会員総数 31名
4. 出席者数 30名（委任状出席者4名を含む）
5. 議事の概要

平成28年度事業報告及び同年度決算は異議無く承認されました。

平成29年度事業計画及び同年度予算案については、研修旅行を開催するとの修正がなされた上で、可決承認されました。今年度から、鹿児島県司法書士会総会が全員総会へ移行するに伴い、総会出席者に対して旅費五千円を支給することとなりました。

後記のとおりの役員改選を行いました。

来年度の支部総会は、南さつま市において開催することが決議されました。

事業計画としては、ほぼ例年通りの内容となりました。南薩支部独自の事業としては、研修会及び研修旅行の開催の二つとなります。

研修会は、例年支部総会開催時に実施しておりましたが、今年度は、年度途中に開催することとしております。

研修旅行については、参加希望者が僅かであるために、実施を見送る状況が近年続いておりましたことから、事業計画案から外しておりましたところ、支部会員から実施を望む声が多くしたことにより、事業計画案を修正し、実施することとなりました。なお、今年度の研修旅行は、10名以上の参加希望者があった場合は必ず実施、参加希望者が10名に達しなかった場合は中止するとの附帯決議がなされました。

県会事業である法の日無料相談会は、指宿市及び枕崎市の二箇所で開催することを決議しました。

【新役員の紹介】

支部長 内田幸作	副支部長 森迫直子	会計 本田俊彦
監事 鶴留正信	監事 福田晃己	予備監事 末吉孝二
分会長 梅垣晃一	分会長 白澤敦行	分会長 峠坂洋昭

—川内支部総会報告—

川内支部長 市 来 洋 一

本年度の総会により支部長に新任されました。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

さっそく、本稿の寄稿を求められましたが、何せ、4月末に就任したばかりでして、昨年度川内支部活動の全体は把握しきれていない現状です。

しかし、幸いにして、5月末より法定相続情報証明制度が施行されたので、急きょ他の新任役員と協議し、6月16日に鹿児島地方法務局川内支局より講師をお招きし、当該制度に関する研修をしたことが報告できました。



ところで、当司法書士業の将来を想いますに、オンライン申請の簡素化検討など取り巻く環境は厳しく想われ、受け身の体勢でなく前向きな業務取組が必要なのではないだろうかと思います。お客様のニーズはどこに求められているのだろうか、そのための支部活動はどうすれば良いのだろうかを意識しながら、支部活動に努めて参りたいと思います。

本年度総会を次に掲示いたします。

平成29年度鹿児島県司法書士会川内支部定時総会議事録

1	日 時	平成29年4月21日（金）午後5時05分
1	場 所	味の三筋4階（薩摩川内市神田町4-23）
1	会 員 総 数	24名
1	出席会員数	23名（内委任状 5名）
1	出席した役員	下池 明（支部長） 同 山元 浩吉（副支部長） 同 南竹 龍一（理事） 同 鳥越 裕美子・市来 洋一（各監事）
1	議 長	山本 豪太
	議事録署名者	平川 弘太郎・田代 みゆき
1	来 賓	上前田 和英（県司法書士会会长）

1 議事の経過要領とその結果

定刻、南竹理事より開会を宣言し、下池支部長より会務報告説明の後、来賓上前田氏の挨拶を頂いた。

上前田氏より、主に連合会執行部等における司法書士法改正についての現状説明の後、5月



29日からの法定相続情報証明制度についての説明を頂いた。

次に、南竹理事より新会員動向報告で、田代みゆき会員の紹介あり。その後、本会定足数の報告と共に本総会成立を宣言し、議長の選任を諮ったところ、立候補がなく執行部推薦の山本会員を議場に諮ったところ異議なく承認され、議長として同会員が選任され就任した。

山本会員は議長席に着き挨拶の後、議事録署名人の選任につき一同に諮ったところ、意見がなかったので、執行部からの提案により、平川会員と田代会員の推薦があり、本人ら了承のもと、異議なく選任された。

議長より以下順次、議案の審議に入る。

第1号議案 平成28年度事業報告並びに収支決算報告と同承認を求める件（監査報告）

議長より報告を求めたところ、南竹理事より本会資料添付の事業報告書記載の日付ごとに報告がなされた。その中で、昨年の定時総会で支部規約改正があった旨、会員5名により非司調査を行った旨、支部事業ではないが11月にブロック別研修会があった旨等の、補足報告があった。

さらに、決算書に基づく報告の後、監事を代表して鳥越会員より適正に処理されていると、監事連名の監査報告書と併せて報告あり。

議長は、以上につき議場に諮ったところ、異議なく承認された。

第2号議案 平成29年度事業計画案並びに収支予算案審議承認の件

議長より報告を求めたところ、南竹理事より各案書につき各項目を追って説明がなされた。

次に、議長より議場に意見を求めたところ、市来会員より、いちき串木野市は消費生活相談会が行われており当支部会員が対応しているが、さつま町や薩摩川内市の状況を教えてもらいたいとの意見あり。

下池支部長より、薩摩川内市では月1回消費相談と心配ごと相談の2回あるとの回答。

市来会員より、事業計画書に記載の要望あり。

また、上野会員より、研修について予算も余っているようなので、良い講師を呼んで研修を開催してもらいたいことの要望あり。

議長は、以上につき議場に諮ったところ、異議なく承認された。

第3号議案 役員改選の件

議長より執行部に説明を求めたところ、南竹理事より役員定数と改選必要の説明あり。

議長より役員立候補を求めたところなかったので、執行部案の伺いにより次のとおり推薦があり、これにつき意見を求めたところ異議なく承認された。

被選任者はいずれも事前に就任を承諾していた。

支部長 市来洋一 副支部長 湯原育朗 理事 丸田賢次

監事2名 大西浩昭 堂免公大 予備監事 平川弘太郎

その他

米積会員より役員任期を問う発言あり、山本議長より1期2年の説明あり。

次に、旧役員の下池会員、新支部長の市来会員及び新会員の田代会員より各挨拶があった。

以上をもって本総会の議案全部の審議を終了したので、議長は午後5時43分閉会を宣し散会した。

平成29年4月21日

鹿児島県司法書士会川内支部

平成29年度定時総会

議長 山本 豪太

議事録署名者 平川 弘太郎

議事録署名者 田代 みゆき



—出水支部総会報告—

出水支部長 上屋 泰 弘

当支部の定時総会を下記のとおり開催し、来賓として喜山副会長の祝辞をいただき、児島亮介会員を議長に選出し、下記議案の審議をし、いずれも原案どおり可決承認されました。

開催日時：平成29年5月12日午後6時30分より

開催場所：出水市内 ホテルキング 会議室



第1号議案 平成28年度事業報告の件

第2号議案 平成28年度決算承認の件（監査報告）

第3号議案 平成29年度事業計画案承認の件

第4号議案 平成29年度予算案承認の件

第5号議案 役員改選の件

*本総会で承認された当支部の平成29年度の事業計画は、下記のとおりです。

1. 支部研修会を開催することにより、司法書士としての資質の向上と会員相互の親睦を図る。
2. 各種団体主催の法律相談会や講演会等へ相談員や講師を派遣し、司法書士として地域社会へ貢献する。

*新役員（再任2期目）は次のとおりです。

支 部 長 上屋 泰 弘

副 支部長 馬見塚 太

会 計 税 所 秀 雄

監 事 石 神 憲 一 ・ 尾 籠 伸 幸

予備 監事 湯 田 好 江

*全員総会参加費助成として、支部より参加者1名当たり5千円を助成することの承認を頂きました。

－霧島支部総会報告－

霧島支部長 小 池 信 一

霧島支部から定時総会についてご報告します。

鹿児島県司法書士会霧島支部 平成29年度定時総会

1. 日 時 平成29年4月21日（金）16時00分から17時15分
2. 場 所 霧島市総合福祉センター 大会議室（霧島市国分中央3-33-10）
3. 総会員数 44名
4. 出席者 41名（有効委任状11名を含む）
5. 議事の要領と経過

定刻どおり開始され、松薦圭支部長より挨拶の後、鹿児島地方法務局霧島支局支局長宮崎順一様及び鹿児島県司法書士会会长上前田和英様の代理として総務部長加藤久佳様より来賓祝辞を賜った。

その後、鹿児島地方法務局霧島支局統括登記官新屋敷俊哉様より法定相続情報証明制度の制度説明がなされた。



かかる後、司会の福田英人副支部長が議長選任の件を諮ったところ全員異議なく、福重雅志会員が議長に選任された。また、福田英人副支部長は議事録作成者として天達周二会員、議事録署名人として神崎正泰会員及び神崎優美会員を指名し、議長は執行部より出席者数の報告を受けたのち、支部規則25条により本日の総会は有効に成立する旨を宣し、議事に入った。

報 告 平成28年度会務報告の件

議長は執行部に対し平成28年度の会務報告を求めたところ、松薦圭支部長及び担当理事により総会資料に基づき詳細な説明があった。

議案第1号 平成28年度収入支出決算承認の件

議長は執行部に説明を求めたところ、執行部より平成28年度の収入支出決算の報告があった。

続いて、議長が監事に監査報告を求めたところ、竹下静雄監事より監査の結果、福田英人副支部長兼会計の説明のとおり相違ない旨の報告があった。

【質 疑】

議長は提出議案の質疑に入ったところ、質疑なしであった。

【採 決】

議長は議案第1号につき、議場にその可否を諮った。

議案第1号は全員異議なく賛成し、よって原案通り可決承認された。

議案第2号 平成29年度事業計画決定の件

議長は執行部に説明を求めたところ、例年通りの事業を行う説明がなされた。

議案第3号 平成29年度収入支出予算決定の件

議長は執行部に説明を求めたところ、執行部より別紙資料に基づき平成29年度収入支出予算につき説明がなされた。

【質 疑】

議長は提出議案の質疑に入ったところ、質疑なしであった。

【採 決】

議長は議案第2号及び議案第3号につき、議場にその可否を諮った。

議案第2号は全員異議なく賛成し、よって原案通り可決承認された。

議案第3号は全員異議なく賛成し、よって原案通り可決承認された。

議案第4号 役員改選の件

執行部より、下記のとおり平成29～30年度役員（案）の提案があり、議長が議場に諮ったところ、満場一致で承認された。

支部長	小池 信一		
副支部長兼会計	益崎 広樹		
支部理事	米澤 和則	松薗 圭	福田 英人
	重野 巨樹	福永 新作	西迫 正裕
監事	竹下 静雄	鎌田 一典	
予備監事	稻留 隆		
県会総会役員選考委員	小池 信一		
文書取扱者	福永 新作		

他の協議事項

なし

支部の会員の皆様と頑張っていきます。

以上ご報告でした。



－大隅支部総会報告－

大隅支部長 中屋久志

平成29年度の支部総会において、大隅支部長に選任されました中屋です。どうぞよろしくお願ひいたします。

微力ではありますが、大隅支部の伝統である「和」を大切にしながら、2年間精一杯務めさせていただければと思っております。

ところで、大隅支部では、本年度も新入会員を1名迎えることになりました。現在会員数は17名です。30代の若い会員と比較的若い会員と自称若い会員で構成され「和気あいあい」とした活気のある支部となっています。

さて、平成29年度の支部総会は平成29年4月25日に開催されました。本年度の支部総会で特筆すべきは、鹿児島県司法書士会の総会が代議員制でなく全員総会になったため、代議員を選任することがなくなったことと、それに伴い支部の旅費細則を整備したことあります。

ちなみに、当支部の全員総会への出席者数は、これまでの代議員による出席者数を上まわる8名の出席がありました。

支部総会の詳細は、別添松元修二会員作成の議事録のとおりです。



平成29年度 鹿児島県司法書士会大隅支部定時総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月25日（火）
午後5時00～午後5時50分
2. 開催場所 志布志市志布志町志布志3丁目14-1
志布志大黒 本店会議室
3. 会員総数 17名
4. 出席者数 17名
5. 議事の経過概要

定刻に至り、司会者である中屋久志副支部長は開会を宣言し、本庄宏支部長の挨拶が行われた。議案の審議に先立ち、来賓として出席された鹿児島県司法書士会喜山修三副会長からのご祝辞を賜った。

司会者は、本日の出席会員数が大隅支部規則第25条より本総会の決議に必要な定足数を充たしている旨を述べ、同規則第28条の規定に基づき議長に本庄支部長が選出された。

その後、議長は、大隅支部規則第29条に基づく議事録作成者として松元修二会員を、議事録署名者として桂たえ子会員及び小屋健二会員を、指名し議案の審議に入った。



第1号議案・第2号議案「平成28年度事業経過報告の件・平成28年度収支決算承認の件」について

議長より、平成28年度事業報告及び会計担当の理事である田中英修会員より平成28年度収支決算について報告がなされた後、監事である桂たえ子会員より適正に処理がなされている旨の報告があり両議案の質疑に移り、第1号議案、第2号議案ともに満場一致で承認可決した。

第3号議案 支部細則制定の件

議長より、大隅支部会員の旅費等に関する細則を定める必要がある旨を述べ、「鹿児島県司法書士会大隅支部旅費細則案」が示されたが、下野太志会員より、同案第5条の旅費については、大隅支部管外への出張の場合についてのみ支給する事としてはいかがか、との提案があり、審議を行った結果、議長が、同案第5条に上記変更を加えた上で細則案の制定の賛否を議場に諮ったところ、満場一致で承認可決した。

第4号議案・第5号議案「平成29年度事業計画案承認の件・平成29年度収支予算案承認の件」

議長より、平成29年度の事業計画案が示された、次いで田中英修会計理事より、平成29年度収支予算案の詳細な説明がなされた後、議長が本議案の質疑を議場に諮り、本議案の賛否を議場に諮ったところ、満場一致で承認可決した。

第6号議案 役員改選の件

議長より、平成29年及び30年度の役員につき、立候補者がいなかったため、下記のとおり選任したい旨提案があり、本議案の賛否を諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

支部長	中屋久志	会員
副支部長	田代啓太	会員
会計理事	松元修二	会員
理事	小屋健二	会員
理事	桂たえ子	会員
理事	本庄宏	会員
監事	下野太志	会員
監事	田中英修	会員
予備監事	大久保孝平	会員

以上をもって議案のすべてを終了したので、午後5時50分に中屋久志副支部長は閉会を宣言した。

以上の結果を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は、次に署名する。

平成29年4月25日

鹿児島県司法書士会大隅支部定時総会

議長 本庄 実

議事録署名者 小、屋 健二

議事録署名者 桂 たえ子



鹿児島県司法書士会大隅支部旅費細則

(目的)

第1条 この細則は、鹿児島県司法書士会大隅支部（以下「当支部」という。）の会務のために、支部会員が出張する場合の旅費・日当及び支部会員が鹿児島県司法書士会（以下、「本会」という。）の総会に出席する場合の旅費の支給について、会務の円滑な運営に資するとともに、適正な支出を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この細則において次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支部会員 支部長等を含む鹿児島県司法書士会大隅支部の会員をいう。
- (2) 出張 支部会員が会務のため、一時その事務所を離れて旅行することをいう。

(出張命令)

第3条 出張命令は、書面又は口頭により、支部長が行う。

(旅費・日当の支給)

第4条 支部会員が出張した場合には、旅費及び日当を支給する。

- (2) 支部会員が本会の総会に出席した場合、旅費を支給する。ただし、本会の役員として出席する等、総会出席に際して本会より旅費・日当が支給される者については、旅費を支給しない。

(出張旅費)

第5条 旅費及び日当は、次のとおりとする。

- (1) 旅費については、1回あたり金3,000円を支給する。ただし、大隅支部管内へ出張する場合については、支給しない。
- (2) 日当については、1日当たり金7,000円を支給する。ただし、2時間以内の日当については、半額とする。
- (3) 鹿児島県司法書士会の総会に出席する者に対しては、1回あたり旅費金5,000円を支給する。

(要務手当の支給)

第6条 前条第1号により旅費を支給する場合において、理事会又は支部長が特に必要と認めた場合は、要務手当として、一出張あたり金8,000円以内の額を加算して支給することができる。

(支部長への委任)

第7条 この細則に定めがない場合、又はこの細則の適用に疑義を生じた場合は、支部長が決するものとする。

－鹿屋支部総会報告－

鹿屋支部長 野 元 政 行

平成29年度鹿児島県司法書士会鹿屋支部総会は、以下の通り開催しました。

総会終了後に、DVDによる研修をし、研修終了後、上前田会長も出席され懇親会を催しました。

平成29年度 鹿児島県司法書士会鹿屋支部定時総会議事録

開 催 日 時	平成29年4月28日（金）午後2時00分から
開 催 場 所	かのや大黒グランドホテル「鹿屋市共栄町12番3号」
支部会員総数	22名
出席会員数	21名（出席者 19名・委任状 2名）

上記のとおり出席があり、野元政行副支部長が開会を宣した。

来賓を紹介し、枝元富隆支部長の挨拶のあと、鹿児島地方法務局鹿屋支局有馬和広支局長及び同 梶ヶ山浩行統括登記官並びに鹿児島県司法書士会 上前田和英会長より来賓祝辞を賜った。

支部規則第28条の規定により、議長の選出に入り、議場は満場一致をもって、原田 猛会員を議長に選出した。

議長は、挨拶のあと、本日の出席状況を枝元富隆支部長に説明を求め、総会が有効に成立したことを見認めた。

次に、議長は、永野博己会員と下出水公二会員を本総会の議事録署名者に指名し、直ちに議事に入った。



報告第1号 平成28年度事業報告

議長は、執行部に対し平成28年度の事業報告を求めたところ、枝元富隆支部長から、別紙「平成28年度事業報告」に基づき、詳細な報告がされた。

議案第1号 平成28年度収入支出決算承認の件（監査報告）

議長は、執行部に対し平成28年度収支決算書について報告を求めた。祝原竜太会計担当理事が別紙「平成28年度収支決算書」に基づき、詳細な報告がされた。

引き続き、議長は、監事に監査報告を求めたところ、中迫文範監事は、平成29年4月17日に枝元支部長及び野元副支部長立会のもと下出水公二予備監事とともに会計監査を行った結果、適正に処理されていると認められる旨の報告があった。

議長は、報告第1号及び議案第1号の質疑応答に入った。質疑がなく、審議が終了した旨確認し、採決に入った。

議長は、議案第1号平成28年度収入支出決算承認の件について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案どおり可決承認された旨宣言した。

議案第2号 平成29年度事業計画(案) 決定の件

議長は、執行部に対し、議案第2号の提案理由の説明を求めた。

枝元富隆支部長から、別紙「平成29年度事業計画(案)」に基づき、詳細な報告がされた。

議案第3号 平成29年度収入支出予算(案) 決定の件

議長は、執行部に対し、議案第3号の提案理由の説明を求めた。祝原竜太会計担当理事が別紙「平成29年度収支予算(案)」に基づき、詳細な報告がされ、その承認を提案した。

議長は、議案第2号及び議案第3号の質疑応答に入った。

議場より、支部会員の県の総会への出席の手当は出るのかとの質問があった。

執行部は、昨年まで代議員5名の交通費として25,000円を支払っていたので、これを原資にすれば支払は可能との回答をした。

次に執行部は、予算案の中で次年度繰越金が1,032,788円となり、毎年250,000円ずつ減少している旨説明し、このままでは数年後事業の執行に困難が生ずることが考えられるので、対策の検討をお願いしたいと提案した。

協議の結果、以下のとおり決定し、議長は議場に諮ったところ全員一致で承認した。

1. 鹿屋市社会福祉協議会への相談員への支部からの補助2,200円の支給を本年度から停止
2. 鹿児島県司法書士会の総会出席への交通費の支給は行わない

議長は、その外に質疑を求めたところ、質疑がなく、審議が終了した旨確認し、採決に入った。

議長は、議案第2号平成29年度事業計画(案)決定の件について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。さらに議長は、議案第3号平成29年度収支予算(案)決定の件について承認を



求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、議案第2号及び議案第3号は原案どおり可決承認された旨宣言した。

議案第4号 役員改選の件

議長は、支部規則第12条の規定により、役員全員が本定時総会終結をもって任期満了退任することになるので、改選の必要がある旨を述べ、議事に入った。

議長は役員立候補者を募ったところ、誰も立候補しなかった。そこで、議長は、執行部の人事案により以下のとおり選出した。

支部長	野 元 政 行 (文書担当)
副支部長	村 山 誠 志
理 事	永 野 博 己 (会計担当)
理 事	國 師 博 文
理 事	壱 崎 健 一
監 事	原 田 猛
監 事	吉 水 宗 和
予備監事	吐 合 勝 秀



執行部より本総会を欠席している國師会員と壱崎会員は、本総会の承認を条件に就任承諾を得ている旨の説明があったので、議長は、両名及び全員の選任を議場に諮ったところ、全員一致で承認した。なお、両名以外の被選任者は即時就任を承諾した。

議長は以上をもって本定時総会のすべての議事日程が終了した旨を宣言し、退席した。

以上の議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名者は次に署名押印する。

平成29年4月28日

鹿児島県司法書士会鹿屋支部定時総会

議 長 原 田 猛

議事録署名者 永 野 博 己

議事録署名者 下出水 公 二

—熊毛支部総会報告—

熊毛支部長 牧 佐嘉英

本年度の定時総会は、平成29年4月22日（土）、種子島の「ホテルニュー種子島」において開催されました。

離島というハンディの基では、開催日の天候が最大の心配の種です。今回は、屋久島の会員、来賓及び研修講師の皆様が種子島に赴く必要があります。船の便は大丈夫だろうかと、小心者の私としては、前の晩は気になつて、何度も目を覚ましては夜空を見上げました。幸いにも天に祈りが通じたのか、無事に開会にこぎ着けました。

ところで、総会は、私の挨拶、来賓として御出席いただいた県会田畠副会長にご祝辞をいただいた後、酒井英昭会員を議長に選出して、下記議案を審議し、いずれも原案どおり可決承認されました。

なお、総会に引き続く恒例の研修会は、午後3時05分から午後5時15分まで、鹿児島県司法書士会南薩支部の司法書士森重知先生による、「離婚調停の実務」について講義していただきました。軽妙な語り口に思わず引き込まれ、質問も活発で、現に調停委員を務める会員や、調停申立書作成の依頼を受ける会員にとっても大変有意義な研修でした。

記

報 告 平成28年度事業経過報告

平成28年度の各種事業について、支部長より詳細に報告がなされた。

議案第1号 平成28年度決算承認の件（監査報告）

砂坂会計理事が決算書に基づいて詳細な説明をし、鮫島監事から監査報告がなされ、全員異議なく承認された。

議案第2号 平成29年度事業計画（案）の件

(1) 研修会活動

県会主催研修会への積極的参加については、各人の努力次第であり、積極的に参加する。

(2) 公益的活動等

法の日の無料法律相談所の開設は、本年度は10月に屋久島町（宮之浦）において開催。

要請があれば高校生のための消費者教育教室への講師の派遣、種子島地区自殺対策連絡調整会議の出席等、司法書士として地域社会貢献活動に積極的に参加することとされた。



(3) 非司法書士法令違反調査については、本年度は屋久島出張所での調査要請がなされるものと思われる所以、その際には、積極的に協力する。

議案第3号 平成29年度予算承認の件

砂坂会計理事が予算書に基づいて説明をし、全員異議なく承認された。

なお、本年度から県会総会が全員総会に改正されたことに伴い、全員総会であるから、全員派遣とする予算を計上すべきとの修正案が出され、修正案が承認された。

(予算の計上方法として、当初、私は、当支部からは3名程度の派遣旅費を計上しておけばよいのではとの考えでしたが、全員総会という立場上、至極当然なことであり、立案段階で考慮しなければならなかつたと反省しています。)

議案第4号 役員改選

他に立候補者もなく、次の者が再選された。

支 部 長 牧 佐嘉英

副支部長 松 木 建 雄

会計理事 砂 坂 則 義

監 事 鮫 島 正 志

(二期(4年)務めるのが、当支部の慣例)



本年度の総会で唯一修正した、「県総会派遣旅費」の執行がどのような形になるのかも興味深く、県会総会に出席させていただきましたが、当支部は9名中4名の参加でした。最低でも3名の派遣は今後も維持していきたいと考えております。

ともあれ、残り2年、支部の特性を活かし、会員の協力をいただきながら、支部の各種事業を推進していきたいと考えています。

一大島支部総会報告一

大島支部長 木 村 昭一郎

平成29年4月22日土曜日、奄美サンプラザホテルにおいて、平成29年度大島支部定時総会が開催されました。

定時総会の詳細につきましては、下記「平成29年度鹿児島県司法書士会大島支部定時総会議事録」記載のとおりです。



平成29年度鹿児島県司法書士会大島支部 定時総会議事録

日 時 平成29年4月22日（土）午前10時00分

場 所 奄美サンプラザホテル11階会議室

会員総数 20名

出席会員数 19名（内委任状出席5名）

会次第

- 1 開会宣言 司会：里村副支部長
- 2 物故者黙祷
- 3 支部長挨拶 木村支部長
- 4 来賓の挨拶 鹿児島県司法書士会会长上前田和英様

議事

上記のとおり出席があり、里村副支部長が司会者となった。司会者は、議長の指名を執行部に一任したい旨を述べ、議場はこれを承認した。司会者は、辻会員を議長に、石本会員を議事録作成者に、木村支部長および里村副支部長を議事録署名者に指名した。

議長は、挨拶のあと、執行部に本日の出席状況を求め、上記のとおりの出席を確認し、本総会は有効に成立している旨を宣言した。

第1号報告 平成28年度事業報告の件

議長は、執行部に対し、平成28年度の事業報告を求めたところ、木村支部長より定時総会資料「平成28年度事業報告」に基づき、詳細な報告がなされた。

第1号議案 平成28年度収入支出決算承認の件

議長は、執行部に対し、平成28年度収支決算書について報告を求めたところ、柏村会計より、定時総会資料「平成28年度大島支部収支決算書」に基づき、詳細な報

告がなされた。これに続き、議長が監事に対し監査報告を求めたところ、永田監事より決算報告書等が適正に処理されている旨の監査報告がなされた。続いて、議長が、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は承認可決された。



なお、議長は、平成29年度事業計画決定の件に関する審議については、一括して上程し、各議案につき質疑応答を行った後に採決を行いたい旨を述べた。

第2号議案 平成29年度事業計画案承認の件

(1) 「法の日」無料法律相談会開催の件

木村支部長より、「法の日」相談会について、開催場所は宇検村とし、具体的な内容の決定は執行部に一任したい旨の提案がなされた。議長が、当該提案を議場に諮ったところ、出席会員は全員異議なく賛成した。また、「法の日」相談会の広報の方法に関しては、昨年の徳之島伊仙町での相談会開催時においても効果の高かった、新聞の折り込みチラシにより行うものとするとの提案が木村支部長よりなされた。議長が、当該提案に関しても議場に諮ったところ、出席会員は当該広報の方法に関しても全員異議なく賛成した。よって、本議案は、原案どおり承認可決された。

なお、新聞の折り込みチラシの配布エリアに関しては、開催地である宇検村のみではなく、近隣の大和村及び瀬戸内町も対象とする旨の提案が木村支部長よりなされた。議長が、上記チラシの配布エリアに関する賛否を議場に諮ったところ出席会員は同提案に全員異議なく賛成した。

よって、広報の範囲に関しても上記のとおりの内容で承認可決された。

(2) 支部研修会実施の件

大島支部独自の研修会実施について、出席会員で協議の上、木村支部長より年2回下記のとおりの内容で開催することが提案された。当該提案に関しての賛否を議長が議場に諮ったところ、出席会員は全員異議なく賛成した。

よって、本議案は、下記のとおりの内容で承認可決された。

【ブロック別研修会開催時の研修内容】

- ① 「税務関係」「農地法」「表題登記」のいずれかの内容をテーマとする。
- ② 講師の選定に関しては、奄美群島で活動している士業の中から、執行部の裁量で行う。
- ③ 研修時間は2時間

【支部総会開催時の研修内容】

- ① 「事業承継」「旧法相続」「民事信託」のいずれかの内容をテーマとする。

② 講師の選定に関しては、執行部の裁量で行う。

③ 研修時間は4時間

なお、久保会員より支部会員間での情報交換を目的とする研修の開催を行ってはどうか、という提案がなされた。当該提案につき、議長が賛否を議場に諮ったところ出席会員の反対多数により当該提案は否決された。

(3) 伊仙町登記相談会の開催の件

木村支部長より、伊仙町が徳之島地区において司法書士不在の地域である旨の説明があり、昨年に引き続き伊仙町での相談会を開催したい旨の提案が行われたところ、出席会員から広報の方法やその費用について質疑があった。質疑に対し、柏村会員より町内における広報誌での広報は掲載費用が新聞への折り込みチラシより廉価であるとの説明があった。

そこで、広報の方法に関しては、伊仙町役場発行の広報誌への掲載及び伊仙町内での有線放送によるものと修正した上で、議長が、本議案の賛否を議場に諮ったところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は、下記の修正案の内容をもって承認可決された。

【伊仙町登記相談会】

① 伊仙町での開催

② 相談員は2名

③ 相談会は2回開催する。

④ 日当（交通費込み）は5,400円（税込み）とする。

⑤ 広報は伊仙町役場発行の広報誌への掲載及び同町内の有線放送にて行う。

(4) 新聞広告の実施について

木村支部長より、平成28年度と同様に地元新聞紙2紙（南海日日新聞、奄美新聞）において、当支部の会員一覧を掲載することが提案された。議長が、当該提案の賛否を議場に諮ったところ、出席会員は全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案どおり承認可決された。

(5) 県会定時総会出席時の旅費の補助（提案者：木村会員）

木村支部長より、鹿児島市内で行われる県会定時総会出席時の旅費に関して、離島特別事業等交付金を用いて1人3万円の補助を行ってはどうかとの提案があった。議長が、当該提案の賛否を議場に諮ったところ、全員異議なく賛成した。

また、木村支部長より、参加会員数に応じ、離島特別事業等交付金24万円の範囲内で県会定時総会への出席会員に対する補助の金額を執行部の裁量で増額可能とする旨の提案もなされた。当該提案に関しても、議長が賛否を議場に諮ったところ、出席会員は全員異議なく賛成した。よって、本議案は、上記のとおりの内容で承認可決された。



(6) 久保会員からの要望

- ① 司法書士の簡裁訴訟代理権の代理訴額の増額
- ② 日本司法書士連合会の司法過疎対策のための開業支援金の適正利用

第3号議案 平成29年度収入支出予算案決定の件

議長が、執行部に対し、議案について説明を求めたところ、柏村会計より、定時総会資料「平成29年度大島支部予算案」に基づく收支の説明がなされた。

議長が、本議案の承認を議場に諮ったところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案どおり承認可決された。

第4号議案 役員選任の件

議長が、役員の任期満了に伴い、新役員を選任する必要を述べ、出席会員で協議を行った結果、下記の者が選任された。なお、被選任者は席上即時その就任を承諾した。

【新役員等】

支 部 長	木 村 昭一郎
副 支 部 長	里 村 紀 幸
会 計	柏 村 考 兵
監 事	辻 勝 則
奄美市文書配布者	辻 勝 則

第5号議案 慣例による取扱事項の件

木村支部長より、下記記載の支部規則等による定めがなく、慣例による取り扱いがなされている事項について改めて確認したい旨が述べられた。

(1) 役員等に対する報酬の件

木村支部長より、役員等に対する報酬額を下記のとおりとする旨の提案がなされた。議長が、本議案の賛否を議場に諮ったところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案どおり承認可決された。

【役員等報酬額】

支 部 長	金 6 万円
副 支 部 長	金 3 万円
会 計	金 5 万円
監 事	金 5 0 0 円
奄美市文書配布者	金 1 万円

(2) 開催地外（離島）からの支部総会開催時の出席会員に対する旅費補助の件

木村支部長より、支部総会開催時の開催地外の離島からの出席会員に対し、旅費として金2万円を支給する旨の提案がなされ、議長が、本議案の賛否を議場に諮ったところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案どおり承認可決された。

(3) 監査実施地外（離島）からの支部監査実施時の監査旅費補助の件

木村支部長より、支部監査実施時の監査実施地外の離島からの監査出席に対し、旅費として金2万円を支給する旨の提案がなされ、議長が、本議案の賛否を議場に諮ったところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案どおり承認可決された。

(4) 県会主催の研修会出席時の旅費補助の件

木村支部長より、県会主催の研修会出席時に出席会員に対し、下記のとおり旅費として金2万円を支給する旨の提案がなされた。なお、出席会員より旅費補助の対象となる研修は県会主催の研修会のみではなく、鹿児島県内の他支部の研修も含むべきとの提案があった。そこで、旅費補助の対象となる研修に関しては、県会主催及び鹿児島県内の他支部主催の研修と修正した上で、議長が、本議案の賛否を議場に諮ったところ、全員異議なく賛成した。

よって、本議案は修正後の下記記載の内容にて承認可決された。

【研修出席時旅費補助規定】

支 給 額・・・・・金2万円

支給方法・・・・・原則現金支給とする。

対 象・・・・・県会主催及び鹿児島県内の他支部主催の研修会

申請方法・・・・・旅費補助申請書にて支部長へ申請

申請回数・・・・・年度中に1回限り

申請期限・・・・・2月末日

閉会宣言 司会：里村副支部長 午前11時45分

以上の議事を明確にするために、この議事録を作成し、議長及び議事録署名者が署名捺印する。

平成29年4月22日

鹿児島県司法書士会大島支部定時総会

議 長 辻 勝 則

議事録署名者 木 村 昭一郎

議事録署名者 里 村 紀 幸

～関連団体からの報告～

鹿児島県司法書士政治連盟活動報告及び平成29年度事業計画



鹿児島県司法書士会政治連盟
会長 喜山修三

初めまして、5月の定期大会で会長に就任しました喜山修三です。鹿児島県司法書士会の広報部長から標記の原稿を依頼されました。標題からして本来は前の会長の方が適任かと思いましたが、司法書士会のあり方からすれば新会長になるのだと思い、次のとおり報告いたします。

平成29年5月21日日曜日午前11時から正午まで、鹿児島中央ビルディング8階会議室（鹿児島市山之口町）において定期大会が開催されました。本定期大会の前日は、鹿児島県司法書士会の総会、当日の午前9時から11時までは、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島の総会が開催されました。参加者も相当お疲れだと思いましたが、思いの外多くの会員が本定期大会まで残ってくれました。これも前会長の新山隆志さんを始め、執行部の皆さんのが努力の賜物だと感じました。

私は、鹿児島県司法書士会の会員となって30年余り経ちますが、これまで鹿児島県司法書士政治連盟の活動に関しては、監事を経験しただけで、その運営に関わったことがありません。そんな人間がいきなり会長という要職に就いて良いのかとも考えましたが、平成11年に現在の公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部の初代支部長に就任したときも全く経験がないまま就任しました。そのときは、周りの役員と会員の皆様の協力を得て何とかその職務を全うすることができたので、今回も副会長や幹事長を始め、役員や会員の皆様方の多大なる協力があればその職務を全うすることができるのでは、と考えました。今回の定期大会で選任された会長以外の役員は、次のとおりです。皆さん経験豊富な方々ばかりなので大変頼もしい限りです。

さて、政治連盟の活動内容は、会員の皆様の目に触れたり、耳に届いたりする事はほとんどありませんが、常に制度のため会員のために活動しております。私も今回会長に就任してからこれまでの活動記録を拝見して改めて感じた次第です。その活動の結果が、皆様の登記を始めとした一般市民への法的サービスの向上につながるものと確信しております。会員の皆様方には、このような趣旨を十分理解して頂き、政治連盟の活動にご支援とご協力を賜りますよう心からお願ひ申しあげます。

平成29年度の運動・組織活動と平成28年度の活動報告は次のとおりです。

役員の氏名と役職

副会長	松薗圭	七枝志織	佐俣周平			
幹事長	蘭田貴充					
副幹事長	日高千博	加藤久佳	鎌田哲也	國師博文	鎌田一典	湯原育朗
監事	宮脇伸舟	酒匂裕己				

平成29年度 運動・組織活動方針

第1 司法書士会関係団体の活動支援及び司法書士業務に関する問題点の改善に向けた要望活動

鹿児島県司法書士会をはじめ、成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部・鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会・青年司法書士会等の司法書士会関係団体の活動について、その目的達成を政治的側面から支援する。

また、国政・県政等議会関係者と密接な連携を図りながら、司法書士業務に関する問題点の改善のため、積極的な要望活動を行う。

第2 会員への情報提供の充実と会員からの要望事項の聴取

司法書士制度に関する日司政連からの情報や本会の活動状況を会員にタイムリーに提供すべく、「鹿司政連ネット」（インターネットによるメーリングリストを利用しての情報交換システム）を随時活用する。また、同ネットを利用し、司法書士制度や執務環境に関する会員からの意見や情報提供も募っていく。

その他、紙媒体の「鹿司政連・会報」を本年度も引き続き発行し、会員への活動状況の報告を徹底する。

また、女性局及び青年局を通して、本会の活動への幅広い理解・協力を求め、政治連盟の活性化を図っていく。

第3 公共嘱託登記の受託促進の支援

鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会の活動について、県議会議員顧問団や市町村議会議員に対する働きかけを通じて、公共嘱託登記の受託促進の支援を行う。

特に、空き家対策については、司法書士の職能を發揮し、貢献出来る喫緊の課題であるため、これまで以上に同顧問団等への働きかけを強め、鹿児島県公共嘱託司法書士協会や地元司法書士が活用されるよう、支援を行う。

第4 成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部の活動に対する支援

成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部が提起する成年後見制度にまつわる改善要望事項について、行政機関や議員等に対し実務の現状を説明し、手続の改善等に繋がるよう積極的に支援していく。

また、特に本年度は、「成年後見制度利用促進法」に基づき市町村が制定する条例に基づいて設置される「審議会」における司法書士活用、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき市町村等に設置される「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」構築及び円滑な運営のための司法書士活用を念頭に、リーガルサポート鹿児島支部を側面から支援していく。

第5 日本司法書士政治連盟等の活動における連携

日本司法書士政治連盟が掲げる「運動方針（別途配布済み日本司法書士政治連盟第47回定期大会要領第2号議案・42頁以下掲載）」について、鹿児島県司法書士会、日司政連、及び他の単位司政連との間で情報交換を緊密に行い、連携を図りながら、司法書士制度の発展のために活動する。

第1. 司法書士業務全般に関する法律相談権の確立

第2. 公正妥当かつ透明性の高い懲戒制度の確立

- 第3. 使命規定の新設
- 第4. 周旋禁止規定の新設
- 第5. 司法制度改革への継続的取り組み
 - (1) 簡裁代理権充実
 - (2) 家事事件についての司法書士の活用等
 - (3) 登録前研修の義務化と試験合格者全員へ簡裁代理権を付与
 - (4) ADRにおける弁護士関与の見直し
- 第6. 登記制度関連
 - (1) 登記制度の信頼確保と完全オンライン化への慎重対応の提言
 - (2) 「法務局の登記相談」の根本的見直し
 - (3) 「登録免許税制」から「登記手数料制」への移行実現
- 第7. 成年後見制度利用促進の具体化に向けた運動
- 第8. 民事信託（福祉型信託）の推進・団体設立に向けて
- 第9. 相続登記推進関連要望
- 第10. 官有地の登記未履行解消に向けて
- 第11. 東日本大震災の復興支援に向けて

平成28年度活動日誌

平成28年

- 4月10日 鹿児島市議出陣式
- 4月15日 平成27年度会計監査（司調センター）
- 4月17日 鹿児島市議会議員選挙
- 4月23日 日司政連定時大会（東京）
- 4月25日 第1回正・副会長、幹事長会議（司調センター）
- 5月27日 鹿児島県土地家屋調査士政治連盟式典・懇親会（マリンパレスかごしま）
- 5月28日 自民党県連定期大会（ウェルビューカゴシマ）
- 5月28日 野村哲郎氏国政報告会（市民文化ホール）
- 5月29日 第1回役員会（鹿児島中央ビルディング）
- 5月29日 平成28年度定期大会（鹿児島中央ビルディング）
- 6月 4日 九州ブロック司法書士会協議会定時総会（城山観光ホテル）
- 6月19日 選挙対策懇談会（サンロイヤルホテル）
- 7月 1日 谷垣自民党幹事長を囲む懇談会（サンロイヤルホテル）
- 7月 1日 参議院選挙・県知事選挙合同必勝総決起大会（中央駅東口広場）
- 7月 1日 司法書士会関連団体協議会（司調センター）
- 8月 8日 第2回正・副会長、幹事長会議（司調センター）
- 7月10日 参議院議員選挙
- 8月20日 自民党友好団体との懇談会（サンロイヤルホテル）
- 8月27日 公嘱司法書士協会通常総会懇親会（鹿児島県青少年会館）

- 8月31日 自民党県連への「県予算及び主要事業に対する団体要望」提出
- 9月10日 第1回総務会（司調センター）
- 9月24日 保岡興治氏政経セミナー2016（城山観光ホテル）
- 9月27日 第2回役員会
- 9月28日 九月定例県議会一般質問傍聴（県議会議事堂）
- 9月29日 鹿児島県議会議員「顧問団」との協議会（レクストン鹿児島）
- 10月 6日 うえかど秀彦市政報告会及び懇親会（ジェイドガーデンパレス）
- 10月23日 自民党国会議員との昼食懇談会（サンロイヤルホテル）
- 10月23日 2016かごしま政経セミナー（サンロイヤルホテル）
- 10月31日 公明党政策要望懇談会（サンロイヤルホテル）
- 11月18日 桑栄会懇親会（ジェイドガーデンパレス）
- 11月27日 鹿児島市長選挙
- 11月30日 鹿児島市議会議員顧問との勉強会（レクストン鹿児島）
- 12月 2日 小森こうぶん市政報告会及び忘年会（ジェイドガーデンパレス）
- 12月13日 県担当部署及び県議会議員「顧問団」との協議会（県議会庁舎）

平成29年

- 1月 4日 関連団体年始挨拶
- 1月19日 平成29年新年賀詞交歓会（東京）
- 1月23日 やすおか興治後援会「新春講演会」（サンロイヤルホテル）
- 2月18日 日司政連九州ブロック協議会（佐賀）
- 2月24日 鹿児島県土地家屋調査士政治連盟定時大会（ウェルビューかごしま）
- 2月24日 第3回役員会



活動報告・事業計画

一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会
理事長 安田 雅朗

当法人は、6月30日をもちまして平成28年度を終了しました。平成28年度の活動報告と、平成29年度の事業計画をご説明します。

1 受託実績

平成28年度の受託実績は前年度から450万円程度下回り1,800万円余りとなりました。昨年度に引き続き県からの受託が得られたものの、国・市町村からの受託が全体的に減少し、依然として厳しい状況が続いています。

2 活動報告

平成28年度の当法人の主な活動は下記のとおりです。

① 相談対応

例年どおり自治体の担当者に対し無料相談の案内を行い、前段事務を含めた業務の受託推進及び公嘱協会の周知を図りました。

② 関係機関への働きかけ

受託業務を確保するために、県議会議員や鹿児島市議会議員の顧問の先生方に現在の状況や問題点を説明し、発注の促進をお願いしてまいりました。そのことにより、県においては各地域振興局から少しづつ受託を得ることができます。また、県の出先機関である道路公社からも少しづつ登記依頼を受けています。

鹿児島市においては、年度により受託額が変動するものの、継続して主要課からの登記依頼が得られており、道路管理課の相続調査業務の流れも定着してきました。この流れを他の市町村にも波及できればと考えておりますが、公嘱協会を積極的に活用していただくことがなかなか難しく、今後も大きな課題であります。

3 事業計画

平成29年度の主な事業計画は下記のとおりです。

① 発注機関への働きかけ

鹿児島県においては、県議会議員顧問とも連携を図った上で、各担当部署に対して当協会活用の推進依頼を継続する。また、困難事案を継続的に受託できる体制作りに努める。

鹿児島市においては、市議会議員顧問との密接な協力依頼態勢を継続した上で、困難事案等の掘りおこし推進を働きかける。

その他の自治体に対しては、当協会活用受託実績を具体的にアピールして、多くの自治体から相談も含めて受託できるような体制作りを目指す。

② 社員に対しての働きかけ

困難事案等についてチームを組んで受託できる体制の構築に努める。また、鹿児島地区以外の社員の加入促進を図る。

③ 関連団体との連絡協調

政治連盟と連絡協調し、各自治体に対してアピール活動や要望を積極的に推し進める。また、土地家屋調査士協会との協議会等を適宜実施し、事務遂行上の連絡協調を図ることに努める。



活動報告及び事業計画について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部
支部長 内田大介

当支部の平成28年度の活動報告及び平成29年度の事業計画をご報告いたします。

「継続的研修履修による執務水準の向上」と「業務報告を通じての会員への支援・指導」とが、リーガルサポートの事業の根幹にあるわけですが、昨年度はその組織の根本から見直しを図る重要な年となりました。改革は多岐に亘りますが、会員に直接影響がある点としまして、LSSシステムによる従来の遂行報告に加え、通帳の全件原本確認を実施することが挙げられます。当支部においては、平成29年度からの実施を予定しております。これは会員の皆様にとっても、支部役員にとっても非常に負担の大きいものですが、成し遂げなくてはならない重要な事業と考えておりますので、どうぞご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

また、平成28年度の鹿児島家庭裁判所から当支部への後見人等推薦依頼件数は、前年度より11件少ない230件でしたが、過去最高の件数だった昨年に続いて高い水準となっております。市長村長申立ての件数増に伴い、本人の財産寡少により報酬助成を要する案件が増加しており、成年後見制度利用支援事業の活用なしには先に進めない状況が見えてきています。

平成29年度も引き続き、前年度同様の事業を行う予定ですが、以下重点項目のみ説明させていただきます。

1. 研修事業

昨年度は経験年数の浅い会員に対するステップアップ研修を実施し、受講した新人会員から好評を得ましたので、今後継続事業として実施していきます。講義内容についても、最近の改正点を中心に実務スキルの習得や社会的注目の高い項目への対応等検討してまいります。

2. 社会貢献・制度普及事業

(1) 成年後見制度無料出張説明会・相談会

成年後見制度に対する関心の高さを物語ってか、最近は様々な団体から講師派遣依頼をいただいており、制度広報という意味では一定の成果を果たしていると思います。依頼件数は前年度より少ない17件でしたが、今年度も同様の実施を予定しています。

(2) 高齢者・障害者の権利擁護のための出張相談事業

地域包括支援センターや病院・施設等からの利用申込みを受けて、相談員を派遣しています。昨年度実績は56件と年々件数が増加してきています。鹿児島市長寿安心センター（地域包括支援センター）との連携がうまく機能している成果とも言えます。

(3) 金融機関との成年後見制度取次サービス

金融機関窓口にて寄せられた成年後見制度に関する相談に対して、当支部所属会員を紹介・派遣するサービスです。8件の相談が寄せられましたが、今後さらなるサービスの周知が必要と考えています。

3. 広報事業

(1) 定期相談会

毎月第2土曜日の13時から16時まで、司調センターにおいて、鹿児島県司法書士会鹿児島支部との共催により実施しています。相談件数90件のうち成年後見に関する相談が15件でした。後見に関する相談割合が伸びてきつつあります。

(2) 離島講演会・相談会

例年社会福祉士会と共に開催しており、昨年度は喜界町にて実施しました。参加者は23名で、別途個別相談が4件ありました。

その他、「法の日」の無料法律相談会の広告にあわせての案内文の掲載、リーフレット・ポスター配布、外部団体との交流及び協議会への参加、執務サポートニュースの発行等。

4. 成年後見制度利用促進事業

(1) 県・市の担当部署に対する要望活動

政治連盟のお力添えで、県議・市議らのご協力を賜り、県・市の担当者と直接意見を交わす機会を得、具体的な回答を頂戴しました。現場の声を伺いながら、引き続き精力的に意見を発信していきたいと思います。

(2) 各市町村の権利擁護センターへの委員の派遣等

平成27年より薩摩川内市社会福祉協議会権利擁護センターが稼働しているところ、運営委員会及び受任審議会の委員として当支部より各1名ずつを派遣、鹿屋市社会福祉協議会権利擁護推進センターへは、運営委員を1名派遣し、対応にあたっています。また、3月にあまり成年後見センターからも運営委員推薦の依頼があり1名推薦しました。

鹿児島市においても、平成28年より市社会福祉協議会が法人後見受託に向けた取り組みを開始しており、当支部に職員研修講師派遣依頼があったため、延べ5日間に亘る研修を2度実施しました。

5. 執務管理・執務サポート事業

事件数の増加に伴い、執務管理委員を増員しました。L Sシステムへの定期報告の速やかな精査作業ができるよう努めています。全件原本確認にあたってもスムーズな実施を目指して入念に計画いたします。

以上

鹿児島県青年司法書士会 事業計画・活動報告



鹿児島県青年司法書士会
会長 岩崎憲司

平成29年度、鹿児島県青年司法書士会会長に就任いたしました、岩崎憲司と申します。

鹿児島県司法書士会の会員皆様方におかれましては、日頃より、鹿児島県青年司法書士会の活動にご理解とご協力をいただいておりまして、厚く御礼申し上げます

簡単ではございますが、今年度の事業計画・活動報告をご紹介させていただきます。

◇ 初夏レクレーション 【担当幹事 中川万里】

今年度につきましては、中川会員を中心に企画します。

過去のレクレーションは、花見や離島でのバーベキュー等開催しており、今年度においても、皆が楽しく参加できる催しを企画したいと考えております。

◇ 110番事業 【担当幹事 内木場崇 石塚健太】

全青司との共催により、例年行っている事業の一つとして、①養育費110番②労働110番③生活保護110番事業がございます。

電話回線による全国一斉の相談事業であり、相談員として当会の会員の皆様の協力のもと、事業を行っております。事業に参加する際は、事前に勉強会を開催し、相談会に備えます。

◇ 青空相談会 【担当幹事 有村洋孝】

NPO法人かごしまホームレス生活者支えあう会との共催で、毎月第2日曜日、甲突川沿いの公園にて、路上生活の方々へおにぎり等食料品や物資を配ると同時に、相談者がいる場合は、そのまま相談を受けております。

青空相談会の事業により、各種相談を受けることで生活保護の問題や借金問題の解決にもつながっております。

毎回、担当者を入れ替えて行っており、担当者が責任をもって事業を進めていきます。

◇ 更正保護施設 【担当幹事 西迫正裕】

例年3回、更生保護施設草牟田寮にて法律教室・法律相談を行っており、毎回、4名の会員により実施させていただいております。

今までの実績が認められつつあり、いまや欠かせない事業となっております。

◇児童養護施設

【担当幹事 木藤貴文】

例年、鹿児島県内の児童養護施設へFAXにて無料法律教室を案内させていただき、申し込みがあった施設で実施しております。

今後、社会に出る方々に対する法律教室であり、解りやすく、ためになる講義を心がけて開催しております。

その他、今年度は、九州ブロック業務研修会における研修担当となっており、事前に勉強会等により、質の高い研修内容を目指します。

先日、多くの新入会員にも入会をいただき、より層が厚くなった団体になりました。
今後とも、司法書士制度の発展に少しでも貢献できるよう、活動してまいりたいと考えております。不行き届き等ございますが、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

永年勤続表彰を受章して



霧島支部 竹下 静雄

この度の司法書士会総会で40年の永年勤続表彰を受賞しました。永いようで短い、充実した年月であったと思います。福沢諭吉の遺訓に「世の中で一番楽しく立派なことは、一生涯を貫く仕事を持つこと」とありますが、このような仕事を持つことができ、とても幸運でした。

40数年前、私が司法書士事務所に補助者で入った頃は手書きで書類を作成していました。先輩から「これが権利書になるんですよ。」と言われ、緊張しながらカーボン紙を挟んだ用紙に書いたものです。

その頃から登記のコンピュータ化のことが話題になっていました。そして、コンピュータ化されると司法書士の仕事はなくなるのではないかとの噂が流れたこともありました。しかし、コンピュータ化はその後の司法書士業務に革新的な変化をもたらすことになりました。

平成12年に当時の法務局大口出張所を国分出張所に統廃合するとの計画が発表され、栗野出張所の関係者とともに官民上げての大反対運動が展開されました。しかしその運動も空しく大口出張所は廃止され、1日おきに片道1時間余りかかって霧島支局へ通うことになりました。その道すがら、これで司法書士をやっていける期間が5年は縮まったなど、心底思いました。その反対運動の最中、法務局の職員が「皆さんはこれからも地元に残り、登記センター的な役割を果たしてほしい。」と話されました。自らの都合で統廃合しておきながら、余計なことを言われるものだと当時は思いましたが、既に現在の登記のシステムを見据えておられたんだなと後で分かりました。抵当権抹消一つでも、まず閲覧しなければ申請書は作成できません。現在は事務所に居ながら登記情報を閲覧でき、法務局が地元にあった頃より便利になりました。法務局に出かけるのも時たまですので、負担に思うことも少なくなりました。

それから平成14年の司法書士法改正による簡裁代理権の付与により司法書士制度は大きく変わりました。ずっと以前から「司法書士を簡易弁護士に」との主張・運動がされていました。業界問題がからみ、とても実現不可能と思われていました。「簡易弁護士」については司法書士よりも簡裁判事の処遇をどうするのかという方が先だとの意見もありました。それが司法制度改革により「他力本願」的に実現して本当に驚きました。簡裁代理権により世間の司法書士を見る目が大きく変わりました。特に裁判所が変わりました。調停委員の総会や研修会に行くと顔なじみの司法書士会員を多く見かけます。会員が調停委員の供給源として重要な位置を占めています。簡易裁判所の口頭弁論で、書類作成の支援をしていた頃は傍聴席で「隔靴搔痒」するような歯がゆい思いをしたことありました。現在は代理人として出席し、同席の依頼者も多少安心感を持つておられるようです。成年後見等の事件では家庭裁判所が司法書士に大きな期待を寄せています。

最後に、私事ですが放送大学の教養学部「心理と教育」コース3学年に編入学して4年になります。入学試験はなく開かれた4年制の通信制大学です。興味を引く科目が多く、若い女性（30代位の看護師が多い）らと席を並べ学んでいます。私にとって特に興味深い科目は「精神分析とユング心理学」「中高年の心理臨床」「乳幼児・児童の心理臨床」「死生学入門」「宇宙の基本とそのしくみ」でした。深層心理学のフロイトとユング、自分を振り返り、そして孫の顔を思い浮かべながらの心理臨床、死生観や太陽系の成り立ちなどを学びました。そして面接授業で講義を聞くのも楽しみです。「老いて学べば・・・朽ちず」の言葉に背中を押されながら、鹿児島学習センター（県民交流センター内）に通っています。



『全青司会長の任期を終えて』

第41代全国青年司法書士協議会会長
南薩支部 梅 垣 晃 一

1. 全青司とは何か。

全青司とは、何か。会長の任期を終えた今ですら、私には、その明確な答えはまだ出ていません。たとえば、全青司は、社会貢献事業に取り組んでいることから、「司法書士の唯一の良心である。」と評されることがあります。あるいは、意見の対立の激しい憲法問題にも果敢に切り込んでいくことから、一般性をもった「法律家団体」たらんとする組織であると評されることもあります。しかし、全青司が誕生した沿革的な経緯を踏まえていえば、日司連に対峙してそのアンチテーゼを提案すべき団体である、ということになるでしょう。これに対し、活動に参加している今の若手の現場感覚からいえば、全国組織の交流団体であるということも事実でしょうし、会則に従って定義をするならば、「市民の権利擁護」及び「法制度の発展」のために、研究し活動する団体であるということになります。

そのどれもが正しく、しかし、そのどれもが全青司の全てを語り尽くしているわけではないところに、全青司のつかみどころのなさ、そして広がりがあります。全青司の会員は、約3000人。それぞれが、自分の視点から、自分の描く全青司像をもっています。その像と、会長や執行部が描いている像を、できるかぎり合致させ、全青司が組織として瓦解しないようにすること。これこそが会長・執行部に課せられた大きな命題であろうと思います。

私は、平成28年3月のなら全国大会・定時総会に始まり、本年3月のいばらき全国大会・定時総会までの1年間、ひたすらにそこに意識を置いて、事業執行を行ってきたつもりです。その成果がどれほどのものであるかは、私にはわかりませんが、幸いにして、全青司という熱い団体を、さらに熱い情熱をもった廣瀬新会長（埼玉会）につなぐことができたのは、望外の喜びでした。

2. つらかったこと

平成28年度においては、事業テーマを、『法と暮らしのセーフティネットの担い手として～想像し、行動し、つながる・つなぐ青年法律家としての司法書士の役割を果たす～』としました。11の委員会を設置し、他人の立場、目に見えない痛みに思いを馳せること、想像することに軸足をおいて事業を実施する方針とし、生活保護110番、労働トラブル110番、全国一斉の養育費相談会などを開催しました。そのほかにも、様々な事業執行をしてきましたが、特に、印象に残っていることを3つ挙げておきます。

(1) 災害対策事業の展開

平成28年度は、自然災害の多く発生した一年間でした。熊本大地震はもとより、相次ぐ台風の被害があり、さらに鳥取でも大きな地震がありました。そのたびに、対策本部を設置するかいなか、現地視察はどうするか、被災地会に対する支援体制はどうあるべきか、などを迅速に判断していく必要がありました。結果として、熊本地震と台風被害について災害対策本部を設置することとし、6月11日～12日には、熊本会と共に、避難所に巡回する形での相談会を実施しました。急なお願いにもかかわらず、全国から70名を超える会員がボランティアで参加していただいたこと、また、150万円以上のカンパがあったことをご報告したいと思います。

(2) 辺野古プロジェクト

沖縄県名護市辺野古沖に予定されている米軍の新基地建設工事をめぐり、平成29年2月に会長声明を発出しました。声明は、『辺野古新基地建設工事を中止し全国の自治体を等しく候補地として国民全体で議論を深めるべきこと、並びに、普天間飛行場の移設先の決定につき日本国憲法に則り立法措置と住民投票を求める会長声明』というタイトルであり、その内容はこのタイトルに凝縮されているとおりでした。本声明を発するまでには、全青司の内部で様々な意見対立がありました。最終的には、法律家団体を標榜する組織として、この内容であるならば発出することがきるし、また、世論に対する訴求力をもつのではないか、との合意に至ることができましたが、そこに至るまでには、何重もの全青司内のデュープロセスを経ることが必要がありました。全国組織における意見集約のむずかしさを痛感いたしました。

(3) 会長の言葉の発信

全青司執行部と、会員をつなぐものとして、本年度は、会員向けメール・マガジン「ブリッジ」の配信に注力しました。2週間に1度のペースで配信し、事業の報告や案内をすることはもとより、活動の意義や委員長以下の役員の熱い思いなどもたびたび取り上げました。また、会長からのコラムも28回分寄稿し、できるだけ自身の言葉で会員に語りかけることを心がけました。

3. 謝辞、若手へのメッセージ

会長をつとめるにあたり、鹿児島県内、そして九州の諸先輩方から、繰り返し、貴重なアドバイスをいただきました。特に、全青司会長・事務局を引き受ける若手に恥をかかせるわけにはいかないと、県会執行部のみなさまには、陰ひなたに御援助、アドバイスをいただきいましたこと、改めて、感謝申し上げます。

そして、私たちに続く鹿児島の青年会のみなさん。2009年から全国大会から、はや10年が経過しようとしています。私の全青司経験は、全国大会の主管から始まりました。私たちの世代に続くみなさんのご活躍を心より願っています。



『全青司事務局長の任期を終えて』

鹿児島支部 内田 雅之

平成28年度（平成28年3月6日から平成29年3月5日までの1年間），当会の梅垣晃一会員（南薩支部）が全国青年司法書士協議会（以下、全青司）の会長に就任し，慣例により会長の地元会である鹿児島県青年司法書士会の有志で全青司事務局を組織することになりましたので，私も事務局長を務めさせていただきました。慌ただしい1年間でしたが，役員会や定時総会の議事録作成，平成29年度の事務局（埼玉）への引継ぎなどの残務も終え，ようやく肩の荷が下りたような気がします。この度，広報部より事務局での経験について会報へ寄稿して欲しいとのご依頼をいただきましたので，簡単ですが振り返ってみたいと思います。

全国青年司法書士協議会は，「法律家職能としての使命を自覚する青年司法書士の緊密な連携を図り，市民の権利擁護および法制度の発展に努め，もって社会正義の実現に寄与することを目的とする」（会則第2条）団体です。会員数は約2800名，12の委員会（平成28年度）と災害対策本部，事務局で構成され，各委員会が110番や講師派遣，司法書士に関連する制度の研究など様々な活動を行っています。また，事務局は，四谷にある東京事務局（常勤職員1名）と連携しながら，全国各地で毎月1回開催する役員会や年4回開催する代表者会議の運営をはじめ，会員や各青年会代表者との連絡業務，委員会や役員との連携，広報，会計や常勤職員の労務管理など全青司の対内的，対外的事務全般を担当しています。

さて，色々な出来事があった1年間でしたが，事務局として特に印象に残っている出来事を3つほどご紹介したいと思います。

まず思い出されるのが，「代表者会議懇親会ダブルブッキング事件」です。代表者会議には各青年会の代表者，オブザーバーが参加されますので，毎回，懇親会を開催します。参加者は多いときで140名ほどになることもあります，また，土地勘のない県外での開催になりますので，事務局としては会場の確保に苦労します。4月の代表者会議は名古屋市での開催でしたが，最低120名は参加するということを伝えたうえで確保したお店が，なんと他の予約を入れてしまい，100名ほどしか入らないという事実が開催日5日前に発覚！その後のお店側の対応も納得のいくものではなく，「初めての代表者会議なのに・・・なんてことだ」と思っていたところ，事務局次長の坂本会員（の事務所の事務職員さん？）が素晴らしい調査能力を発揮し，なんと，その日のうちに新しい会場を確保，翌日には参加者に会場の変更を知らせることができ，事なきを得ることができました（数日後，お店の責任者から他をキャンセルするからと謝罪があったようですが・・・）。

代表者会議といえば，平成28年度は災害への対応にも苦労しました。4月代表者会議の直前には，熊本地震が発生し，一部の代表者が出席できないなどの影響がありました。また，10月代表

者会議の際には鳥取での地震、1月代表者会議では北海道の大雪など会議の度に何かしらの対応に迫られ、自然災害の多い日本にいることを痛感させられました。なお、熊本地震に対しては、災害対策本部の設置、視察や相談会の開催、募金の呼びかけなど様々な対応を行いました。

最も考えられたのは、全青司が発出する意見書や会長声明についての対応です。全青司では平成28年度、11本の意見書や会長声明を発出しました。その中でも最も慎重な対応を求められたのが、沖縄県名護市辺野古の新基地建設工事に関する会長声明でした。憲法や安保法制、基地問題等に関する議論は、全青司の内部でも多様な意見があります。鹿児島の場合、青年会に入会して1年経過すると会則上自動的に全青司に登録される仕組みになっていますが、任意団体でありながら半強制的な側面もあるため、思想良心に深く関わる点について意見書や会長声明を出すべきではないとの意見もありました。執行部にも賛否両論ありましたが、事務局としては中立を保たなければならず、成立までひやひやしましたが、なんとか意見集約することができました。この時には梅垣会員の情熱と調整能力に改めて感心させられたところです。

この1年間は、事務所の業務もままならない日も多々あり、依頼者や事務所の職員さんにも迷惑をかけてしまいました。しかし、全国の青年司法書士が情熱を持って様々な活動に取り組んでいることを知ることができ、また現在の司法書士を取り巻く状況を肌で感じることができ、代え難い経験をすることができたと思っています。今後は、この経験を活かし、鹿児島のために頑張っていきたいと思います。

最後になりますが、事務局の活動に対し、県会執行部の皆様をはじめ諸先輩方、青年会の皆様には物心両面から格別のご支援を賜りました。また、事務局メンバー（末尾にご紹介させていただきます）として共に活動していただいた皆様にも、本誌面をお借りしまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

事務局構成

会長 梅垣晃一、事務局長 内田雅之、事務局次長 坂本秀一朗、会計 新丸和博、
事務局幹事（担当委員会）

薗田貴充（憲法委員会）、三角悦久（人権委員会）、原田裕介（大会研修会委員会）、
西迫正裕（月報発行委員会）、田中栄一郎（生活再建支援推進委員会）、
堂免公大（商業法人登記・法務研究委員会、原発事故被害対応委員会）、
峠坂洋昭（不動産登記・法務研究委員会）、重野巨樹（ADR委員会）、
田中喜久（司法・司法書士制度等研究委員会）、内匠良一（民法改正対策委員会）、
内田大介（相談役）、中村直康（相談役）、岩崎憲司、安田健太郎

『司法書士登録を返上して』



和田 陽

司法書士には定年はないが、さすがに寄る年なみと言うのでしょうか、85才を機に登録を返上致しました。

公務員を定年退職後、裁判所から調停委員を仰せつかり、司法書士の認定試験を受け、平成7年2月に認定を受けるとともに登録して仲間入りさせて戴きましたが、登記事務は全くの素人で先輩や法務局の方に迷惑をおかけしながら20年になっておりました。その間先輩には教えて戴くことに最後まで終始して大変お世話になり、本当に有り難うございました。

振り返ってみると、登記事務の方は出来るだけ先輩の領域を侵さないようにしましたので、訴訟事務の方が多かったように思います。

特に印象深いのが、平成15年11月、地裁に訴えられた「建物賃貸借契約終了による原状回復費用等請求事件」に対して、「敷金等返還請求」の反訴をして、弁護士2名を相手に、月1回の口頭弁論期日に書類作成援助（答弁書、準備書面、証拠申請、証人尋問事項等）をして1年2カ月争い、「原告請求棄却・反訴勝訴」の勝訴判決を受け、一审で確定したことです。

勝訴した理由は相手の請求に対し、原状回復義務と自然損耗とを写真等の証拠を徹底的に駆使して区別し、支払義務がある金額と自然損耗で支払義務がない金額を明確にして相手の不当性を主張するとともに、反訴として、原告（賃貸人）の管理不足で給水施設や排水施設が故障したり詰まったりして生活に支障を来たし、やむなく被告（賃借人）が立替えた費用を損害として訴え、お互いの証拠の出し合いの中で、不用意に出した相手の証拠を、こちらも利用して有利な証拠としたりして徹底的に争い、原告から56万円余を支払わせる勝訴判決になったものです。

その他にも、右折のバスに直進バイクが衝突して、バイクの運転者が死亡した交通事故損害賠償請求事件で、原告の直進バイク運転者の遺族が訴え、被告バス会社から依頼された事件で、圧倒的に不利な右折バスの書類作成援助でしたが、バイクが暴走してきた違法行為を、刑事案件の確定記録から掘り出して大幅な速度超過を主張して争い、「過失割合が右折バス30に対し、直進バイク70になるから、自賠保険2000万円の範囲で賠償済につき、請求棄却」の判決（これは、控訴され過失割合が右折バスの方が増えたが、請求額が10分の1程度になり、原告の意図は潰した。）を受けた事件。その他破産、民事再生の申立、差押異議申立等、困っている方々の手助けに汗をかいたりして、少しばかり役立ったかなとあらためて感慨にふけっています。

これからは、自らの余生を愉しもうと、ゴルフ、ボウリング等好きなスポーツで身体を維持し、

放送大学の全専攻の学士取得を目指していましたが、昨年3月、思わぬ不覚を取り頭部を負傷して6ヶ月の治療、療養を余儀なくされ、現在は全快したものの、体力の衰えが著しく、今はボウリング場通いで地域の方々と交流を愉しみながら大学の勉強を続けています。

現職司法書士の皆様には、今後種々複雑多様な世相を控え、仕事の厳しさを乗り越えて、信頼される街の法律実務家として地域に貢献され、益々のご活躍をお祈りいたします。

新入会員紹介



- ①氏名 福留武摩
②事務所所在 鹿児島市伊敷台二丁目13番12号
③入会年月日 平成29年2月24日
④出身地 鹿児島市
⑤趣味 キャンプ、釣り、登山、ゴルフ、外遊び全般

⑥自己紹介 今年2月に入会しました福留武摩と申します。よろしくお願ひいたします。

⑦今後の抱負 未熟者ではございますが、依頼者様の希望を適切に感じ取り、迅速、丁寧に、そして正直に司法書士としての仕事を頑張ってまいりたいと思います。皆様どうぞよろしくお願ひいたします。



- ①氏名 中山昇三郎
②事務所所在 鹿児島市鴨池新町6番5号前田ビル5階
③入会年月日 平成29年3月23日
④出身地 鹿児島市
⑤趣味 スポーツ観戦、読書、映画鑑賞、旅行

⑥自己紹介 平成28年度試験に合格致しました中山昇三郎と申します。よろしくお願ひ致します。

私は、高校時代まで鹿児島で過ごし、大学時代は横浜と東京で暮らしておりました。中高ではサッカーチームに所属し、大学でもサークルでサッカーを続けておりましたが、現在はもっぱらテレビ観戦です。

大学卒業後は、証券会社の北九州支店で3年間営業をしておりました。営業は厳しい世界ではありましたが、学ぶことが多く今の仕事にも役立っていると感じます。その後、司法書士試験の勉強をするために退社し、鹿児島に戻って参りました。

現在は、実務の現場で日々勉強しながら一人前の司法書士になるために努力しております。

⑦今後の抱負 司法書士の実務に携わってからまだ日が浅いですが、やりがいの大きさと責任の重さを感じる日々です。これからも自己研鑽を欠かさず、地域の皆さんから信頼される司法書士になれるよう頑張りたいです。



①氏　　名　　濱川　真美
②事務所所在　鹿児島市中町8番12号3階（かぜのおか司法書士法人）
③入会年月日　平成29年3月23日
④出　身　地　鹿児島市
⑤趣　　味　　料理、お菓子作り

⑥自己紹介　平成28年度に合格し、翌年の3月に登録をしました濱川真美と申します。

父が転勤族だったため、幼少期は南さつま、志布志、指宿と転々としてきました。小学校2年の時に鹿児島市にやってきて、その後は今に至るまで鹿児島市で生活しています。

大学在学中より5年程補助者をしていましたが、勉強に専念するため退職し、昨年やっとのことで合格することができました。よく、「何年勉強したの？」なんて聞かれますが、正直、何年勉強したかも覚えていないくらい長い間勉強してきた気がします。

試験に合格して、少しは勉強から解放されるかなと思っていたのですが、今も変わらず勉強勉強の毎日です。

⑦今後の抱負　少しでも依頼者の方の力になれるよう、また、この人に依頼してよかったですと思つていただけるような、親切で丁寧な司法書士になりたいです。

今はまだわからないことだらけですが、目の前の業務一つひとつに真摯に取り組み、少しでも多くの知識と経験を身に着けて行きたいと思っております。



①氏　　名　　里之園　健
②事務所所在　日置市伊集院町郡一丁目97番地
③入会年月日　平成29年3月23日
④出　身　地　日置市東市来町
⑤趣　　味　　スポーツ観戦（主にサッカー、テニス）・競馬

⑥自己紹介　平成28年度に合格し、平成29年3月に登録した里之園健と申します。長年、父の補助者として働いてきましたが、ようやく合格し登録することができました。父と同じ事務所で開業なので、日々業務を助けてもらっている身ではありますが、鍛錬して皆様のような一人前の司法書士になれるよう努力していきたいです。

⑦今後の抱負　日置市の街はコンパクトで、そのまわりには農地が広がっています。案件も多岐にわたる業務が多いので、なんでもこなせる司法書士を目指したいと考えています。今後ともよろしくお願ひ致します。



①氏　　名　　横山茂太
②事務所所在　鹿児島市鴨池一丁目12番33号 エントピア鴨池V303号室
③入会年月日　平成29年4月6日
④出　身　地　鹿児島県大島郡喜界町
⑤趣　　味　釣り・スポーツ・音楽鑑賞

⑥自己紹介　　はじめまして、平成28年度合格、平成29年4月に登録・入会しました横山茂太と申します。私が、法律の道を志したのは、大学進学前でしたので、ずっと、それから20年の月日が経ちました。当初は旧司法試験を受験していましたが、ロースクールへの変革を機に、司法書士試験を受験することを決意しました。長い受験生活の中で、アルバイトで生計を立てながら、勉強にかける時間も熱意も浮き沈みしつつ、どうにか合格に漕ぎつけたという感じです。

合格、研修後は、二ヶ月半ほど指宿、なのはな法務事務所の梅垣先生の下で勤務させていただきました。登記業務、裁判業務、後見業務、債務整理など、さまざまな業務に日々全力で打ち込んでいる梅垣先生の姿に、経験でも熱意でも圧倒的に劣る自分の現状を痛感したという点で、貴重な経験をさせていただきました。補助者の方々にも丁寧にご指導いただき、この場をかりて御礼を申し上げます。

⑦今後の抱負　　受験生活という形ではありますが、20年間法律と向き合ってきてやっと実務に辿り着いたという事情から、これまで学んできたことを全て実践していくような業務を行っていければなと、今は少し欲張った考えであります。

アルバイト生活の中で、様々な人々が一生懸命に働いて生計を立てている姿を見てきて、今後、司法書士としてのスキルを磨き、少しでもそのような人々の暮らしに役立てるような仕事ができればと望んでいます。

実務経験は皆無に近い独立開業の船出となりまして、今後の先輩方のご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。



①氏　　名　　高木幸一郎

はじめまして。平成29年4月6日に鹿児島県司法書士会に入会させていただきました高木幸一郎と申します。鹿児島市下荒田（鹿児島大学水産学部近く）のさかえ司法書士事務所で、業務をさせていただいております。

私は、となりの熊本県の出身ではありますが、鹿児島居住歴は10年近くになります。鹿児島に来た当初は不安でいっぱいでしたが、素晴らしい方々との出会いがあり、人に恵まれ、今となっては鹿児島という土地にとても親しみをもっています。

私には趣味といったものはないですし、面白い話なんてできませんので、新人である私が今感

じていることをそのまま書かせていただきます。

先日（遅いですが…），司法書士の仕事の責任の重さを実感する出来事がありました。

以前，先輩司法書士から「はじめての決済の前夜は寝れなかった」という話を聞いたことがありました。当時はイメージをすることが出来ず， そんなんだあぐらにしか思っていませんでしたが， そんな私にも出番がまわってきました。

明日は決済。事前にすべき確認はすべてした， 書類は揃っている， 問題はないと思いながら寝ました。普通に寝れました。しかし， 朝食を食べようとするも， 一口も食べることが出来ません。その時，先輩司法書士の言葉の意味を理解しました。

これから先， 登記業務はもちろん， 様々な業務に携わさせていただくことになると思います。緊張感を失うことなく， 日々の業務を行っていきたいと思います。



①氏 名 田代みゆき

②事務所所在 薩摩川内市中郷町6900番地（さつま中央司法書士事務所）

③入会年月日 平成29年4月6日

④出身地 薩摩川内市

⑤趣味 DVD鑑賞とクックパッドのレシピを試すことです。

DVDは，洋画・邦画，ジャンルを問わず，あらすじで選んで見ます。ただ，日本のホラー映画は，寝るときに電気が消せなくなるので絶対に見ません。

クックパッドは，「簡単・人気・買う材料が少ない」レシピや，調理方法に興味があるレシピ（例えば，食材を入れたビニール袋ごと茹でるなど）を見つけると作ってみたくなります。

⑥自己紹介 平成28年に試験に合格し，平成29年4月に登録いたしました。

山本豪太先生のもとで3年ほど補助者として働き，現在も一緒に仕事をさせていただいております。

高齢の知人が多いことや，一時期ですが介護の仕事をしていた経験から成年後見業務に興味があり，その分野に力を入れていきたいと考えております。

私は性格も行動ものんびりしておりますが，業務においては機敏な対応を心掛け，お客様に対しては丁寧に接していくらと思います。

緊張してしまって，人に話しかけるのが少し苦手ですが，人とコミュニケーションを取るのは好きですので，見かけたときは声をかけていただけると嬉しいです。

⑦今後の抱負 お客様が，どこに相談していいかわからずに困っているようなことも気軽に話していただき，自分で対応したり関係機関につなげたりして，話してよかったです。

思っていただけるような司法書士を目指しております。

今の自分は、知識も経験も全く足りず、不甲斐ない自分に情けない思いや悔しい思いをしておりますが、司法書士という職業を信頼してお話ししてくださるお客様のために、幅広い分野について少しでも多く勉強し、諸先輩方のご指導を賜りながら、自分が目指す司法書士に近づけるよう精進してまいります。



①氏　　名　　竹之内 太 吾

②事務所所在　鹿児島市真砂町35番12号

③入会年月日　平成29年4月6日

④出　身　地　鹿児島市

⑤趣　　味　　趣味と言えるかは分かりませんが、最近の楽しみは寝ることです。特に、仕事を始めてからは、ぐっすり眠れるようになりました。平日は早いときは21時に寝ています。1日9時間くらい寝ると翌日の仕事もテキパキこなせます。休日は12時間は寝てしまします。睡眠に半日使うともったいない気もしますが、起きていても疲れるので、1日は12時間くらいでちょうどいいと思います。

しかし、私の好きな飲み物はコーヒーです。カフェインを効率よく吸収してしまうブラックコーヒーが特に好きです。睡眠の質は大事にしたいのに、コーヒーも飲みたいという葛藤と闘っています。それが最近の悩みです。

⑥自己紹介　　司法書士を目指す前は、教授という職業に憧れていきました。大学では哲学という学問を勉強していました。ものごとを掘り下げて考えるのが好きです。その頃は、研究に没頭して生きるのもいいなと思っていました。しかし、レポートや論文を書いていくうちに辛くなっていました。期限までにアイデアを出さなければならぬというのは厳しく、一生そういう生き方をするのは、思っていた生き方とは違うものになりそうだったので、別の道に進むことにしました。

仕事を決めるに当たり、就職はあまり考えていませんでした。私は、自分のやり方を見つけるのが好きで、やりすぎると上司のやり方と噛み合わなくなってしまいます。我慢して合わせることもできますが、仕事にやりがいを持てなさそうです。

独立して仕事をしたいと思い、目にとまったのが司法書士でした。そういう動機で司法書士を目指す方は結構多いですね。しかし、そこから人生が狂いだしたのは言うまでもありません。なかなか受からず、泥沼にはまり、人生の選択を間違えたのではないかと思いました。結果的には合格したとはいえ、今でも危ない

選択をしたなと思います。ただ、これから的人生を考えると、職業選びを妥協しなくてよかったとも思います。

私が司法書士試験に合格できたのは、ライバルのおかげです。一人で寂しく勉強しているときと違い、ライバルと競っていると多少なりとも勉強が楽しくなりました。また、最初にできたライバルの方々が自分と同じくらいのレベルだったことも幸運でした。負けたくないという気持ちが後押しし、成績は一気に伸びました。そして、成績が上がったところで、新しいライバルができました。その方は模試の上位者だと言うのです。これは負けられないと思って食らいついていると、気づいたらその方といい勝負ができるくらいに成績が上がってきました。本当にライバルに恵まれたと思います。その方とは同じ年に合格できたのですが、本試験では1点差で負けてしまいました。悔しかったです。でも、合格後に影響のないいい点差だったとも思います。

⑦今後の抱負

司法書士試験受験生だったときもそうですが、負けず嫌いなので、同期に負けないように頑張っていきたいと思います。



- ①氏 名 井手上 刀 秀
②事務所所在 曽於市財部町南俣11339番地
③入会年月日 平成29年4月
④出身地 曽於市財部町
⑤趣味 山歩き

⑥自己紹介

還暦を過ぎて、故郷の財部に帰ってまいりました。
この仕事はゼロからのスタートです。

⑦今後の抱負

故郷のみなさまの良き相談相手となれるよう、研鑽を積んでいきたいと思っています。



- ①氏 名 伊 尻 裕 一
②事務所所在 姶良市東餅田77番地
③入会年月日 平成29年4月19日
④出身地 鹿児島県阿久根市
⑤趣味 ドライブ・温泉巡りです。県外勤務もあったことから、九州内の道の駅等はほとんど踏破しました。他に、健康も兼ねてテニス・ゴルフを少々やっています。

⑥自己紹介 はじめまして。

今年3月で法務局を退職し、4月に入会しました伊尻（イジリ）と申します。出身地は北薩の阿久根市ですが、姶良市に住居を構えております。毎日、時間を持て余しながら、田畠の草取りで一日が終わっていきます。（笑い。）

⑦今後の抱負 前職で培った経験を活かして、地域の皆様に信頼される司法書士になれるよう精進していきたいと思っています。

どうぞよろしくお願いします。



①氏名 中川万里
②事務所所在 鹿児島市紫原二丁目35番2号 第3上原ハイツ1階
③入会年月日 平成29年5月8日
④出身地 薩摩川内市下甑町
⑤趣味 野球観戦、ドライブ

⑥自己紹介 お疲れ様です。新入会員の中川まさとと申します。平成27年合格です。合格時は県外の工場ライン工として働いていました。合格後も1年間働いていた為、登録が遅れました。現在は、開業しておりますが、明るい未来予想図が描けず日々不安です。

⑦今後の抱負 合格前は数多くの転職をし、受験も一度挫折しました。ここまで辿り着くのに随分、人生遠回りをしたなというのが実感です。しかしながら、遠回りしてきたからこそ見える景色もあると信じたいです。今後はこの遠回りが決して無駄ではなかったと思える様これまでの経験を司法書士業務に活かしていくべきだと思っておりますので、ご指導の程よろしくお願い致します。



①氏名 玉置彩華
②事務所所在 鹿児島市山下町12番5号 藤崎ビル203号
③入会年月日 平成29年6月14日
④出身地 福岡県北九州市
⑤趣味 楽器演奏、フラダンス、鹿児島のお店開拓

⑥自己紹介 平成25年度に合格し、北九州市の司法書士事務所で約3年間勤務していましたが、結婚を機に、今年の4月から鹿児島市民となりました。

現在は、山下町の内田雅之先生の事務所にて勤務司法書士として在籍しています。

す。北九州の事務所では、不動産登記ばかりの3年間だったため、自身の経験・知識不足を心配していましたが、働きやすい環境の中、勉強しながら新しい業務に取り組める喜びを感じる日々を送っています。

- ⑦今後の抱負 不動産登記以外の業務に携わる機会が増え、司法書士試験の際に学習した知識以外の法知識や制度の仕組み等の理解を求められることが多いと痛感しています。あらゆる法律、実務に精通することが、お客様から信頼される司法書士への第一歩であると考え、日々精進していきたい所存です。みなさま、どうぞよろしくお願ひいたします。
-



- ①氏 名 川 畑 俊 達
②事務所所在 霧島市国分野口西19番39号
③入会年月日 平成29年 6月 7日
④出 身 地 霧島市隼人町
⑤趣 味 読書、スポーツ（主に空手）

- ⑥自己紹介 皆様、はじめまして。新入会員の川畠俊達といいます。「しゅんたつ」ではなく、『俊達』とかいて「よしと」といいます。平成28年度の司法書士試験に合格し、今般登録するに至りました。まだまだ、未熟なところもございますが、精一杯頑張っていきたいと思います。

- ⑦今後の抱負 まずは、事務所の経営を軌道に乗せることが第1の目標です。そのうえで、大学まで16年間続けてきた空手を活かし、小中高校生のスポーツ活動を通して、青少年育成活動に関われればと考えております。

司法書士会
会員の皆様

取扱保険種目のご案内

弊社は、下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命下さい。

1. 火災保険
2. 傷害保険
3. 生命保険
4. 医療保険
5. ガン保険
6. 自動車保険
7. 賠償責任保険
8. 所得補償保険

損害保険・生命保険代理店
有限会社 AFI コンサルタント
川畑 秀世
〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8
TEL099-264-6164 FAX099-264-6684



司法書士システム“権” 「案件カルテ」

ちから

NEW
法定相続
情報証明
申出対応!

不動産取引時の税金計算でお困りではないですか？

不動産取得税概算計算・ 固都税按分計算機能が利用できます！

※不動産取得税は、地方税法等に基づいた概算額となります。最終的な納付額は、県税事務所や税理士等の専門家にご確認ください。

このようなお願いで
お困りではありませんか？

登記費用の見積とあわせて不動産取得税の概算費用を出したいたいんだけれど先生お願いできましたか？

決済日が決まったので固定資産税・都市計画税の日割計算をお願いできますか？

“権”で解決！

“権”なら簡単に概算計算できますので不動産業者からのこのようなお願いに応えられるようになります。

不動産の評価額と輕減の要件を満たしている場合は新築年月日等を入力すると不動産取得税の概算計算ができるようになります。また、固定資産税(都市計画税)の他に決済日(取引日)や起算日を入力すると固定資産税・都市計画税の日割計算ができるようになります。更に、不動産業者や買主(売主)に提出できる計算書をExcelで出せるようになります。



レターパック追跡機能

レターパックや郵便書留等の送付状況を“権”からインターネット経由で一発確認！一覧表示！



Google カレンダーと連携

“権”で登録したスケジュールがスマートフォンで確認・変更できます！

無料デモで実際に確認してください！

[本 社] TEL 089-957-0494 [東京営業所] TEL 03-5360-1755 [名古屋営業所] TEL 052-856-2090
[大阪営業所] TEL 06-6940-3440 [福岡営業所] TEL 092-432-9078 URL : <http://www.legal.co.jp/>

【開発元】



法律とコンピューター

株式会社リーガル®

<http://www.legal.co.jp/>

【販売店】

有限会社 シー・エス・ジー

〒892-0871 鹿児島市吉野町 10779 番地 95
TEL : 099-246-3079 FAX : 099-244-6828

本 社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光 248-3 TEL 089-957-0494

福岡営業所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-5-19 サンライフ第 3 ビル 6F TEL 092-432-9078

長年、司法書士業務支援システムに
たずさわってきたからこそ、できるさまざまな工夫が、

HITACHI
Inspire the Next

サムポローニアの 高い顧客満足度につながっています

「効率性」

「正確性」

「安全性」

サムポローニアの特長はこの3つに集約されています。

司法書士の仕事を考えた場合、これらを徹底してシステム化することがどれほど重要か
おわかりいただけると思います。

優れたシステムを活かすのは、優れたサポート。

システムだけでなくパソコンや複合機、セキュリティ機器の導入からその後の運用まで
トータルでサポートいたします！

サムポローニアを導入していただくことだけが、当社の役割ではありません。

システムを十分使いこなし、司法書士業務を効率化していただくことが当社の使命と考えています。当社でご購入いただいた情報機器についても、導入からその後設定、不具合のご相談までしっかりとサポートいたします。



システムラインナップ

受任管理システム	事件管理システム	登記情報管理システム
権利登記システム	相続財産管理システム	マンション登記システム 表示登記システム
商業・法人登記システム	請求会計システム	成年後見システム
裁判業務システム	債権譲渡システム	動産譲渡システム 休眠抵当利息計算システム

2つの選択、クラウド型とパッケージ型。

情報セキュリティの面で安全性が高いことなどから、クラウドサービスが注目を集めています。

サムポローニアは司法書士向け業務総合支援システムとしては、はじめてクラウド型システムをご提供しました。

事務所のニーズに合わせて、クラウド型とパッケージ型からお選びいただけます。



個人情報を取り扱う司法書士事務所にとって、情報セキュリティは極めて大きな問題です。サムポローニアのクラウド型システムは、重要なデータがすべて外部のデータセンタに保管されるため、災害によるデータ紛失やパソコン盗難による情報流失のリスクを抑えることができます。またデータを共有できるので複数拠点で同時に利用や外出先でのモバイル利用が可能となり、利便性が向上します。



パソコンにサムポローニアをインストールする従来型のシステムです。登記情報管理システムや相続財産管理システム、成年後見システム、請求会計システムなど、サムポローニア8のすべてのシステムがラインナップされています。事務所の仕事内容の変化に合わせて、段階的に導入することができます（クラウド型も同様）。

商品に関するお問い合わせ・ご相談受付

サムポローニア本部 営業部 TEL.03-5780-6978

営業所：関東営業所／東北営業所／名古屋営業所／西日本営業所／九州営業所

◎ 株式会社 日立ソリューションズ・クリエイト

販売店 株式会社 さかのうえシステム
電話番号 0995-70-0299

〒899-5653 鹿児島県姶良市池島町19番地3

抹消登記申請MEMO

リアケースにも対応できる!
抹消登記の決定版!

著 青山 修 (司法書士)



◆知りたい疑問をすぐに解決!

日常的な事案から特殊な事案まで、抹消登記のあらゆる疑問を網羅し、簡潔明瞭なQ & Aで解説しています。

◆充実した文例・記録例!

登記申請書や登記記録例を豊富に掲載し、作成時のポイントをわかりやすく解説しています。

◆ビジュアルな紙面!

ポイント箇所のカラー化や見開き時に読みやすいレイアウトなど、見やすくて利用しやすい工夫をしています。

A5判・総頁264頁

本体価格2,900円+税 送料実費

〔電子書籍版〕

本体価格2,400円+税

元登記官からみた 登記原因証明情報

—文例と実務解説—

登記原因証明情報に関する実務を
実践的かつ詳細に解説!

著 青木 登 (元東京法務局豊島出張所総務登記官)

◆利用頻度が高い登記原因証明情報を多数取り上げています。

◆実務の着眼点として、登記実務において論点となる事項を掲げ、登記官の視点から詳述しています。

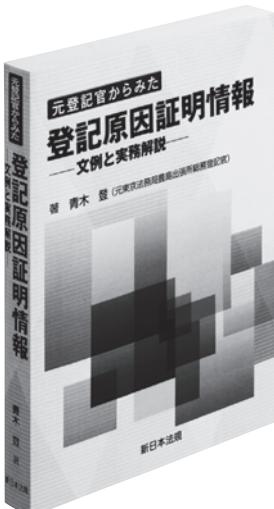
◆実務に精通した元登記官が、豊富な経験に基づき執筆した信頼できる内容です。

A5判・総頁360頁

本体価格3,800円+税 送料実費

〔電子書籍版〕

本体価格3,100円+税



 新日本法規出版

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

新日本法規Web E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

2in1win
for Windows 10.8.1.7

相続管理システム

相続は100通りでも、ソフトはこれ1本で万全です！



被相続人: 氏名: 相続 太郎
最後の住所: 344-9999 新宿区東京都○○○3丁目5番1号
生年月日: 昭和15年10月19日 | 76歳 | 死亡日: 平成29年4月29日
業務フロー: 遺言書情報 | 指定人: 承認財産 | 立替金管理
名義変更: 不動産 | 有価証券 | 調査 | 戸籍登録 | 年金手帳 | 相続税申告 | 遺贈 | 家族登録 | その他 | 預貯金 | 保険 | (理財士)あり | 遺贈者なし | 生命保険なし
外注: 本人 | 開始日: A | 業務内容: 相当者: 実行予定期
1. [] 平成28年04月01日 初回勘定・受付 [] 国税: 大阪 | 平成28年04月01日
2. [] 平成28年04月01日 遺言書検索・複数 [] 市税: 大阪 | 平成28年04月01日
3. [] 平成28年04月01日 戸籍登録異常対策 [] 市税: 一都 | 平成28年04月01日
4. [] 平成28年04月01日 相続証作成 [] 市税: 一都 | 平成28年04月01日
5. [] 平成28年04月01日 収支明細書作成 [] 市税: 一都 | 平成28年04月01日
6. [] 平成28年04月01日 登記情報収録 [] 市税: 一都 | 平成28年04月01日 | 司法: 太郎
7. [] 平成28年04月01日 遺高証明書作成 [] 市税: 一都 | 平成28年04月01日 | 司法: 太郎
8. [] 平成28年04月01日 遺産分割協議書作成 [] 市税: 一都 | 平成28年04月01日 | 司法: 太郎
9. [] 平成28年04月01日 生産性算出計算 [] 市税: 一都 | 平成28年04月01日
10. [] 平成28年04月01日 会員登録 [] 市税: 大阪 | 平成28年04月01日
11. [] 平成28年04月01日 相続証申請 [] 市税: 大阪 | 平成28年04月01日 | 司法: 太郎
12. [] 本人登録・内容確認報告 [] 市税: 大阪 | 平成28年04月01日 | 司法: 太郎
13. [] 遺産分割協議書作成 [] 市税: 大阪 | 平成28年04月01日 | 司法: 太郎
14. []

単語検索 | パターン登録 | パターン検索 | インタビューアー | Excel出力 | 登録 | 閉じる

オリジナルの
業務フローパターン
も登録できます！

NEW

遺産承継管理

- ・受託内容から業務フローを自動生成、進捗管理も行います
- ・財産配分案の計算機能・立替金管理機能

01

各種シミュレーション

- ・小規模宅地減額・二次相続
- ・暦年贈与がある場合の相続税・財産分割

02

03 財産情報管理

- ・土地、建物を登記情報提供サービスから取込
- ・上場株式の株価オンライン自動取得

04 相続診断書作成

- ・受託につながるプレゼン資料を作成
- ・デザインパターンの拡充



2in1win

for Windows 10.8.1.7

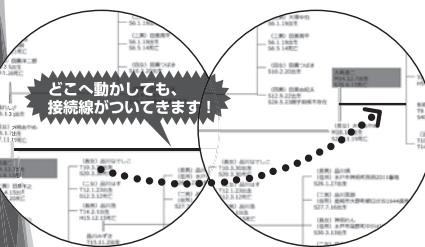
Web版

Internet Explorer 対応

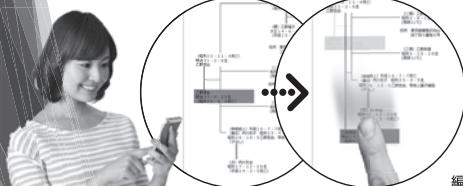
家系図作成システム

法定相続情報一覧図作成に完全対応（平成29年5月29日施行）

Point 人の移動に伴い、接続線も自動伸縮。
追加や配置変更で線を引き直す必要ナシ！



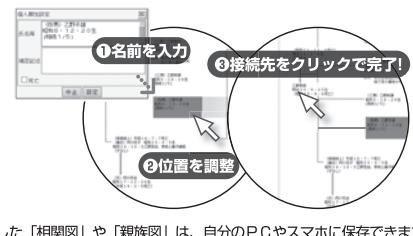
Point たとえるなら、将棋の駒。
人物の移動が指やカーソルで思いのまま！



Point 難しい操作は一切不要！
相関図・法定相続情報一覧図・親族図がこれ一つで！



Point 人数がいくら増えても制限ナシ！
カンタン追加で、作り直し不要です！



編集した「相関図」や「親族図」は、自分のPCやスマホに保存できます！

相続管理システムに
標準装備！

2in1win 各システムと連携！

- 不動産登記申請システム
- 相続管理システム

※上記システムを既にご利用中のお客様は標準装備。

キャンペーン
価格！

本システムは単体でご利用いただけます。¥500/月（税別）お気軽にお問い合わせ下さい。

BBC 株式会社ビービーシー
<http://www.bbcinc.co.jp> ピービーシー 検索

TEL. 03-5909-5772
東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6階

東京
本社

大阪

名古屋

福岡

札幌

仙台

高松

広島

好評図書のご案内



相続手続が簡単に 法定相続情報証明制度の利用の仕方

雉井孝介 著

2017年6月刊 A5判 152頁 本体1,500円+税

- 「法定相続情報証明制度」によって相続手続はどう変わらるのか？手続の流れに沿って、必要な知識をわかりやすく整理した一冊。
- 戸籍の読み方・取り方や相続手続の進め方まで踏み込んで解説。
- 必要な書類の集め方や作成手法も具体的に提示。



事例解説 農地の相続、農業の承継

農地・耕作放棄地の権利変動と農家の法人化の実務

高橋宏治・八田賢司 編著

大島俊哉・小森谷祥平・照本夏子・中村勧・福島聰司 著

2017年6月刊 A5判 324頁 本体2,800円+税

- 農家の“顧問”として、適切なアドバイスをするための一冊。
- 「後継ぎがない」「農地を手放したい」といったよくある相談から、「相続で農地を所有することになったものの、どうすればよいかわからない」、「耕作放棄地を別の目的で使うにはどうすればよいのか」といった困難な相談まで、年々増加する農地に関する相談に適切に対応するための情報をコンパクトにまとめた一冊。



所有者の所在の把握が難しい土地に関する 探索・利活用のためのガイドライン(第2版)

所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会

2017年5月刊 B5判 380頁 本体2,200円+税

- 国土交通省ガイドラインの最新版（平成29年3月現在）。
- 20事例が追加となり、さらに充実した内容の一冊。



Q&A 借地借家の法律と実務 第3版

安達敏男 監修

古谷野賢一・酒井雅男・井原千恵・宅見誠 著

2017年6月刊 A5判 420頁 本体3,800円+税

- 約120年ぶりとなる民法（債権関係）の大改正に対応。原状回復義務や敷金など、借地借家関係で整備される規定についての解説も充実。
- 借地借家法の基礎から義務への応用までを、判例、図表、ひな形を交えた具体的な63のQ&Aでわかりやすく解説。



改訂補訂版 設問解説 判決による登記

幸良秋夫 著

2017年4月刊 A5判 528頁 本体4,600円+税

- 109の設問を交えながら具体的な設例で体系的に解説。
- 確定判決による登記手続に必要な主文例を、事例ごとに掲載。
- 実務に役立つ29類型の登記申請書式、登記記録例も収録。



日本加除出版 〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 <http://www.kajo.co.jp/>
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID:@nihonkajo

写真大募集!!

会報「司法書士かごしま」では、表紙に掲載する写真を募集します！

会報は、8月頃（定時総会特集号）と1月頃（新年号）の年2回発行しております。例年、発行時期の季節を感じることのできる写真を中心に掲載しておりますが、募集する写真ではテーマに制限を設けませんので、どしどしご応募下さい！

なお、写真のご応募は、事務局又は会報担当者までお願いします。

会員の皆様の自信作、心よりお待ちしております！！

【表紙写真解説】

この日は空がとても広く感じて、その下にそびえる桜島に私はパワーをもらいました。いつもは遠くから見ていますが、桜島ってとても大きいですね。私はまだ自分の住む世界について知らないことがたくさんあることに気付かされました。これは桜島への感謝の1枚です。ですが、桜島もなんだか自分を撮ってほしそうでした(笑)。

『6月某日マリンポートにて』 写真提供者 益崎 涼 〈益崎広樹会員の娘〉

【編集後記】

今回の「司法書士かごしま」総会号はいかがでしたか。今号では特別寄稿として「全青司会長と事務局長」を務めたお二人と「司法書士登録を返上した」元会員の方に寄稿いただきました。永年勤続受章者の寄稿もいただきました。どれも貴重な経験に基づくとても興味深いものでした。原稿を寄稿してくださった皆様、取材に応じてくださった皆様、大変お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

発行担当：広報委員会 会報班

委員長 堂免公大／委員 田中喜久／委員 益崎広樹／委員 福嶋哲平
委員 水俣修一／委員 佐藤優希

発行年月日 平成 29 年 8 月 8 日

発 行 所 鹿児島市鴨池新町1番3号
司調セントービル3階
鹿児島県司法書士会
TEL(099)256-0335

印 刷 所 株式会社 プリンティング三州

司法書士による紛争解決機関

鹿児島県司法書士会調停センター

話し合いで
解決しませんか？

鹿児島県司法書士会では、市民のみなさまが抱える身近な紛争（トラブル）の解決を支援するために、法務大臣の認証を受けた紛争解決機関を設置しています。

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、裁判外紛争解決手続を意味しており、民事上の紛争を、当事者と利害関係のない公正中立な第三者（司法書士）が、当事者双方の言い分をじっくり聴かせていただき、専門家としての知見を活かしながら、柔軟な解決を図る話し合いの手続きです。

手続実施者報酬・合意成立手数料
無料キャンペーン

平成29年4月1日～
平成30年3月31日

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
ADR実施手数料のうち、手続実施者報酬と合意成立手数料が
無料でご利用いただけます。

（申立事務手数料10,800円はご負担いただきます。）
ぜひあなたのお悩みにご活用ください。

ご近所と騒音で
トラブルになっている…

アパートの借主が
家賃を
払ってくれない…

友人に
貸したお金が
返ってこない…

数ヶ月前から
会社が給料を
支払ってくれない…

大家さんが
敷金を
返してくれない…

近所の飼い犬に噛まれ
ケガをしたが
治療費の話が進まない

解決したいけど、裁判まではしたくない…



あなたのお悩み、話し合いで解決しませんか



お問い合わせ先

鹿児島県司法書士会調停センター（認証番号第91号）

鹿児島市鴨池新町1番3号

TEL：099-256-0335

メール：jdk05735@nifty.ne.jp

H P：<http://www.shihou-kagoshima.or.jp/>

